

令和 5 年 第 1 回

芦北町議会 3 月定例会会議録

開会 令和 5 年 3 月 6 日

閉会 令和 5 年 3 月 17 日



熊本県芦北町議会

令和5年第1回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
3・6	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 令和5年度施政方針と予算大綱説明 議案審議 議案等の委員会付託
7	火	委員会審査 総務厚生（総務課、企画財政課、税務課、会計室、 議会事務局） 建設経済文教（現地調査、建設課、上下水道課、商工観光課）
8	水	委員会審査 総務厚生（福祉課、健康増進課、住民生活課） 建設経済文教（教育課、スポーツ・文化振興課、 コミュニティセンター課、農林水産課）
9	木	委員会審査（予備日）
10	金	休 会（議事整理）
11	土	休 日
12	日	休 日
13	月	休 会（議事整理）
14	火	休 会（議事整理）
15	水	休 会（議事整理）
16	木	本会議 一般質問
17	金	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（3月6日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	4
4	説明のため出席した者の職氏名	4
5	事務局職員出席者	5
6	開会 開議	8
第1	会議録署名議員の指名	8
第2	会期の決定について	8
第3	諸報告	8
	議長諸般の報告	9
	行政報告	9
第4	議案第1号 令和4年度芦北町一般会計補正予算（第7号）	9
第5	議案第2号 令和4年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	12
第6	議案第3号 令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	13
第7	議案第4号 令和4年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第3号）	14
第8	令和5年度施政方針と予算大綱説明 （一括議題＝日程第9から日程第23まで）	15
第9	議案第5号 令和5年度芦北町一般会計予算	22
第10	議案第6号 令和5年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	22
第11	議案第7号 令和5年度芦北町介護保険事業特別会計予算	22
第12	議案第8号 令和5年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	22
第13	議案第9号 令和5年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	22
第14	議案第10号 令和5年度芦北町有温泉事業特別会計予算	22
第15	議案第11号 令和5年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	22
第16	議案第12号 令和5年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	22
第17	議案第13号 令和5年度芦北町水道事業会計予算	22
第18	議案第14号 芦北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	22
第19	議案第15号 芦北町個人情報保護審査会条例の制定について	22

第20	議案第16号	芦北町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 の制定について	22
第21	議案第17号	芦北町萩の越残土処理場条例の制定について	22
第22	議案第18号	芦北町学校給食費負担金に関する条例の制定について	22
第23	議案第19号	芦北町小中学校給食費無償化及び給付金交付条例の制定 について	22
第24	議案第20号	芦北町国民健康保険直営診療所条例を廃止する条例の 制定について	24
第25	議案第21号	芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 について	25
第26	議案第22号	芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	26
第27	議案第23号	芦北町一般廃棄物処理条例の一部を改正する条例の制 定について	27
第28	議案第24号	芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	28
第29	議案第25号	芦北町多目的研修集会施設及び農産物加工施設条例の 一部を改正する条例の制定について	29
第30	議案第26号	熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更 及び規約の一部変更について	30
第31	議案第27号	建設工事委託に係る協定の変更について	30
7	散 会		32

第2号（3月16日）	頁
1 議事日程	35
2 出席議員氏名	35
3 欠席議員氏名	35
4 説明のため出席した者の職氏名	35
5 事務局職員出席者	35
6 開会 開議	39
第1 一般質問	39
(1) 楠原清照議員第1回目一般質問	39
○竹崎町長答弁	42
○釜商工観光課長答弁	42

○池田福祉課長答弁	43
○鎌倉建設課長答弁	44
(2) 楠原清照議員第2回目一般質問	44
○釜商工観光課長答弁	44
(3) 楠原清照議員第3回目一般質問	45
○釜商工観光課長答弁	45
(4) 楠原清照議員第4回目一般質問	45
○竹崎町長答弁	47
(5) 楠原清照議員第5回目一般質問	48
○池田福祉課長答弁	48
(6) 楠原清照議員第6回目一般質問	49
○池田福祉課長答弁	49
(7) 楠原清照議員第7回目一般質問	49
○池田福祉課長答弁	49
(8) 楠原清照議員第8回目一般質問	49
○池田福祉課長答弁	49
(9) 楠原清照議員第9回目一般質問	49
○池田福祉課長答弁	49
(10) 楠原清照議員第10回目一般質問	50
○池田福祉課長答弁	50
(11) 楠原清照議員第11回目一般質問	50
○竹崎町長答弁	52
(12) 楠原清照議員第12回目一般質問	53
○鎌倉建設課長答弁	53
(13) 楠原清照議員第13回目一般質問	53
○鎌倉建設課長答弁	53
(14) 楠原清照議員第14回目一般質問	53
○鎌倉建設課長答弁	54
(15) 楠原清照議員第15回目一般質問	54
○鎌倉建設課長答弁	54
(16) 楠原清照議員第16回目一般質問	54
○鎌倉建設課長答弁	54
(17) 楠原清照議員第17回目一般質問	54
○竹崎町長答弁	55

(18) 楠原清照議員第18回目一般質問	55
(1) 寺本修一議員第1回目一般質問	55
○竹崎町長答弁	57
○田代教育課長答弁	58
(2) 寺本修一議員第2回目一般質問	58
○田代教育課長答弁	59
(3) 寺本修一議員第3回目一般質問	59
○田代教育課長答弁	59
(4) 寺本修一議員第4回目一般質問	59
○田代教育課長答弁	59
(5) 寺本修一議員第5回目一般質問	59
○白坂企画財政課長答弁	60
(6) 寺本修一議員第6回目一般質問	60
○白坂企画財政課長答弁	60
(7) 寺本修一議員第7回目一般質問	60
○池田福祉課長答弁	60
(8) 寺本修一議員第8回目一般質問	60
○池田福祉課長答弁	60
(9) 寺本修一議員第9回目一般質問	61
○竹崎町長答弁	61
(10) 寺本修一議員第10回目一般質問	62
○竹崎町長答弁	63
(11) 寺本修一議員第11回目一般質問	64
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	64
○竹崎町長答弁	65
○松本総務課長答弁	65
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	67
○松本総務課長答弁	67
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	68
○松本総務課長答弁	68
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	69
○釜商工観光課長答弁	69
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	69
○松本総務課長答弁	69

(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	70
○松本総務課長答弁	70
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	70
○竹崎町長答弁	70
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	71
○釜商工観光課長答弁	71
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	72
○釜商工観光課長答弁	72
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	72
○松本総務課長答弁	72
(11) 川尻成美議員第11回目一般質問	72
○松本総務課長答弁	73
(12) 川尻成美議員第12回目一般質問	73
○松本総務課長答弁	74
(13) 川尻成美議員第13回目一般質問	74
○池田福祉課長答弁	74
(14) 川尻成美議員第14回目一般質問	74
○竹崎町長答弁	75
(15) 川尻成美議員第15回目一般質問	76
(1) 坂本登議員第1回目一般質問	76
○竹崎町長答弁	77
○田代教育課長答弁	77
○釜商工観光課長答弁	77
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	78
○竹崎町長答弁	79
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	81
○田代教育課長答弁	81
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	81
○竹崎町長答弁	82
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	82
○釜商工観光課長答弁	83
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	83
○竹崎町長答弁	84
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	84

○釜商工観光課長答弁	85
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	85
○竹崎町長答弁	85
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	86
○釜商工観光課長答弁	86
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	87
○竹崎町長答弁	87
(11) 坂本登議員第11回目一般質問	88
7 散 会	88

第3号(3月17日)

頁

1 議事日程	91
2 出席議員氏名	92
3 欠席議員氏名	92
4 説明のため出席した者の職氏名	92
5 事務局職員出席者	92
6 開会 開議	94
(一括議題=日程第1から日程第15まで)	
第1 議案第5号 令和5年度芦北町一般会計予算	94
第2 議案第6号 令和5年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	94
第3 議案第7号 令和5年度芦北町介護保険事業特別会計予算	94
第4 議案第8号 令和5年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	94
第5 議案第9号 令和5年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	94
第6 議案第10号 令和5年度芦北町有温泉事業特別会計予算	94
第7 議案第11号 令和5年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	94
第8 議案第12号 令和5年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	94
第9 議案第13号 令和5年度芦北町水道事業会計予算	94
第10 議案第14号 芦北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	94
第11 議案第15号 芦北町個人情報保護審査会条例の制定について	94
第12 議案第16号 芦北町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	94
第13 議案第17号 芦北町萩の越残土処理場条例の制定について	94
第14 議案第18号 芦北町学校給食費負担金に関する条例の制定について	94

第15	議案第19号 芦北町小中学校給食費無償化及び給付金交付条例の制定 について……………	94
第16	発議第1号 芦北町議会の個人情報保護に関する条例の制定について	109
第17	議員派遣の件……………	110
	(一括議題＝日程第18から日程第21まで)	
第18	総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出……………	112
第19	建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出……………	112
第20	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出……………	112
第21	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出……………	112
7	閉 会……………	112

令和5年第1回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年3月6日

午前10時 開会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸報告
 - 議長諸般の報告
 - 行政報告
- 第 4 議案第 1号 令和4年度芦北町一般会計補正予算（第7号）
- 第 5 議案第 2号 令和4年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第 3号 令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第 4号 令和4年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 令和5年度施政方針と予算大綱説明
（一括議題＝日程第9から日程第23まで）
- 第 9 議案第 5号 令和5年度芦北町一般会計予算
- 第10 議案第 6号 令和5年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第11 議案第 7号 令和5年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第12 議案第 8号 令和5年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第13 議案第 9号 令和5年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第14 議案第10号 令和5年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第15 議案第11号 令和5年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第16 議案第12号 令和5年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第17 議案第13号 令和5年度芦北町水道事業会計予算
- 第18 議案第14号 芦北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第19 議案第15号 芦北町個人情報保護審査会条例の制定について
- 第20 議案第16号 芦北町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

- 第21 議案第17号 芦北町萩の越残土処理場条例の制定について
第22 議案第18号 芦北町学校給食費負担金に関する条例の制定について
第23 議案第19号 芦北町小中学校給食費無償化及び給付金交付条例の制定
について
第24 議案第20号 芦北町国民健康保険直営診療所条例を廃止する条例の制
定について
第25 議案第21号 芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
第26 議案第22号 芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
第27 議案第23号 芦北町一般廃棄物処理条例の一部を改正する条例の制定
について
第28 議案第24号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例等の一部を改正する条例の制定について
第29 議案第25号 芦北町多目的研修集会施設及び農産物加工施設条例の一
部を改正する条例の制定について
第30 議案第26号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及
び規約の一部変更について
第31 議案第27号 建設工事委託に係る協定の変更について
(散会)

2 出席議員 (14人)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 百田翔吾君 | 2番 楠原清照君 |
| 3番 長口隆君 | 4番 林田燿宏君 |
| 5番 坂本登君 | 6番 寺本順一君 |
| 7番 白坂康浩君 | 8番 草野安道君 |
| 9番 元山秀志君 | 10番 宮尾秀行君 |
| 11番 川尻成美君 | 12番 寺本修一君 |
| 13番 岡部恵美子君 | 14番 宮内道則君 |

3 欠席議員 (0人)

4 説明のため出席した者の職氏名 (17人)

- 町長 竹崎一成君 副町長 藤崎正司君

教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	松 本 俊 造 君
企画財政課長	白 坂 達 也 君	税 務 課 長	佐 竹 貴 幸 君
住民生活課長	長 崎 十 三 男 君	福 祉 課 長	池 田 康 浩 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農 林 水 産 課 長	梶 浩 之 君
商工観光課長	釜 辰 信 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	平 田 秀 臣 君	教 育 課 長	田 代 忍 君
スポーツ・文化振興課長	内 田 照 也 君	コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 課 長	志 水 哲 治 君
会計管理者兼会計室長	溝 俣 圭 一 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	福 田 貴 司 君	次長(課長補佐)	窪 田 和 彦 君
--------	-----------	----------	-----------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 令和4年12月20日（火）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
内 容 令和3年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外

- 3 新芦北町誌編さん委員会
期 日 令和5年2月8日（水）
場 所 芦北町役場3階大会議室
内 容 新芦北町誌編さん事業経過報告について外
新芦北町誌編さん事業の完了に伴い、本委員会は解散

- 4 西瀬橋完成式
期 日 令和5年2月19日（日）
場 所 西瀬小学校・西瀬橋（人吉市）
内 容 西瀬小学校（式典）・西瀬橋（テープカット 通り初め）

- 5 熊本県町村議会議長会第73回定期総会
期 日 令和5年2月22日（水）
場 所 ホテル熊本テルサ
内 容 令和5年度事業計画及び歳入歳出予算について外

令和5年3月6日

芦北町議会議長 宮内道則

芦町監第27号
令和5年2月10日

芦北町議会議長 宮内道則様

芦北町監査委員 井川良一

芦北町監査委員 長口隆

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和5年1月31日

3 検査実施日

令和5年2月10日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	821,726,939 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	5,572,601,127 円
	歳入歳出外現金	135,838,856 円
	計	6,530,166,922 円
水道事業会計		344,458,307 円

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮内道則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第1回芦北町議会定例会を開会します。

会議に先立ちまして、長年にわたり地方自治の発展及び住民福祉の向上に尽力されております議員に表彰状が届いておりますので、伝達を行います。

まず、全国町村議会議長会表彰です。

議員在職27年以上の表彰として、川尻議員です。

次に、議員在職15年以上の表彰として、寺本順一議員です。

次は、熊本県町村議会議長会表彰です。

議員在職23年以上の表彰として、宮尾議員及び元山議員です。

次に、議員在職15年以上の表彰として、寺本順一議員です。

それでは、川尻議員から順次、演壇前をお願いします。

[表彰状 贈呈]

○議長（宮内道則君） このたび、受賞されました議員におかれましては、誠におめでとうございました。今後、ますますの御健勝と御活躍を祈念いたします。

以上で、表彰状の伝達を終わります。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番 元山君及び10番 宮尾君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮内道則君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から3月17日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（宮内道則君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、議長諸般の報告及び町長の行政報告の内容は、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 議案第1号 令和4年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（宮内道則君） 日程第4、議案第1号「令和4年度芦北町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 議案第1号、令和4年度芦北町一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,757万8,000円を追加し、総額を152億1,909万9,000円とするものでございます。また、第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正を計上しております。

歳出から御説明申し上げます。

予算書は10ページをお開きください。

款2総務費です。財産管理費の6億円は、後年度の支出に備えるため、減債基金へ4億円、町有施設整備基金へ2億円を積み立てるものでございます。高速交通対策費は、財源組み替えです。戸籍住民基本台帳費の32万6,000円は、個人番号カード申請件数増加に伴う郵便料の増額です。

款3民生費です。障害者福祉費の931万4,000円は、利用者回数の増加に伴う自立支援給付費等扶助費775万6,000円及び障害児通所給付費扶助費155万8,000円の増額です。

予算書は10ページから11ページにわたります。

児童福祉総務費の458万2,000円は、熊本県が独自に実施する低所得の子育て世帯に、世帯当たり2万円、第2子以降は1人5,000円を加算し給付する熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金198万円と、節1報酬から節12委託料までの関連事務費合計157万1,000円と、保育所等の送迎用バスへの園児置き去り防止対策のための送迎用バスへの安全装置導入支援事業補助金87万8,000円及び保育所等副食費扶助費の助成対象者の増加に伴う15万3,000円の増額です。

豪雨災害救助費の307万4,000円は、豪雨災害に係る令和3年度災害救助費負担金の監査結果に伴う精算償還金です。

款4衛生費です。保健衛生総務費の1,182万9,000円は、妊娠届出時に5

万円、出生届時に5万円を支給する出産・子育て応援給付金に1,165万円と、関連事務費4万9,000円及び令和2年度未熟児養育医療費の確定に伴う償還金13万円です。

生活排水対策事業費の55万3,000円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金です。

予算書は12ページになります。

款5農林水産業費です。林業振興費の535万7,000円は、有害鳥獣の捕獲頭数増加に伴う補助金の増額です。

款6商工費です。商工業振興費は財源組み替えです。観光費の472万7,000円は、町有温泉事業特別会計への繰出金です。御立岬公園費の527万7,000円は、原油価格高騰の影響による電気料及び燃料費の負担増に伴う補助金です。

款7土木費です。道路新設改良費の105万円、砂防費の200万円、海岸保全費の1,329万7,000円及び13ページの港湾管理費の450万円の減額は、県が実施する各事業の事業費確定に伴う負担金の補正です。

款10災害復旧費です。公共土木施設災害復旧費の61万5,000円は、町道川嶽線の国直轄災害復旧事業費の確定に伴う負担金の補正です。

款11公債費です。元金の856万9,000円は、県事業負担金の返納に伴う繰上償還金等です。利子の849万2,000円の減額は、借入利率見直し方式で借入した町債の利率確定に伴うものです。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算書は8ページをお願いいたします。

款1町税です。個人の2,465万5,000円は、給与所得、営業所得等が見込みより増加したことによるものです。固定資産税の2億1,207万5,000円は、償却資産に係る新幹線特例の終了により配分がなされたことなどによるものです。町たばこ税の1,392万5,000円は、課税標準料が見込みより超過したことによるものです。

款10地方交付税です。地方交付税の3億6,563万9,000円は、交付確定によるものです。

款14国庫支出金です。民生費国庫負担金の465万5,000円は、障害者自立支援給付費等扶助費、障害児入所給付費扶助費に係る負担金です。総務費国庫補助金の944万1,000円は、原油価格高騰経済対策に充当しています新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金911万5,000円及び個人番号カード関連事務補助金の32万6,000円です。民生費国庫補助金の87万8,000円は、送迎用バスへの安全装置導入支援事業に係るものです。衛生費国庫補助金の

779万9,000円は、出産・子育て応援給付金事業に係るものです。

予算書は9ページになります。

款15県支出金です。民生費県負担金の232万7,000円は、障害者自立支援給付費等扶助費、障害児通所給付費扶助費に係る負担金です。民生費県補助金の355万1,000円は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る補助金です。衛生費県補助金の194万9,000円は、出産・子育て応援給付金事業に係るものです。

款20諸収入です。雑入の1,268万4,000円は、県事業において工事着手が困難になったこと、入札残による事業費の減額に伴う過年度負担金の返還金です。

款21町債です。総務債の550万円、農林水産業債の1,480万円及び商工債の2,230万円の減額は、財源組み替えなどによるものです。

予算書は4ページになります。

第2表、繰越明許費補正について御説明申し上げます。

款2総務費、総務管理費のすまい支援事業から、款11公債費、公債費の繰上償還事業までの24事業、合計23億1,347万1,000円は、年度内完了が困難であるため、翌年度に繰り越すものです。

予算書は5ページになります。

第3表、地方債補正について御説明申し上げます。交通対策事業は550万円を増額し3,070万円に、林業振興事業は1,480万円を増額し1,710万円に、商工振興事業は2,230万円を全額減額するものです。利率や償還方法等は表に記載のとおりです。

なお、14ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 12ページの5・2・2の有害鳥獣被害防止対策事業補助金でございますけど、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 楠原議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正額535万7,000円につきましては、当初予算で計上しておりましたイノシシ及びシカの捕獲に対する補助金の増額でございます。

内容としましては、当初予算で1,000頭分の予算を計上しておりましたけれ

ども、実績見込みに合わせまして2,473頭分の予算を今回計上したところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） ほかにございませんか。川尻君。

○11番（川尻成美君） 予算書10ページです。歳出の中の款2の3の戸籍住民基本台帳のところで、説明にマイナンバーカード等の手続き等によることというふうに聞いたんですが、2月の28日付けでマイナンバーカードの登録受付が締め切られたんですけども、芦北町ではどのくらいのカードの申請率であったのかというのを伺います。

○議長（宮内道則君） 住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） お答えいたします。

2月19日現在の数値でお答えさせていただきます。人口1万5,724人は本年の1月1日現在の人口でございますが、それに対してカード申請が74.9%となっております。

また、実際、お手元に持たれた方、交付率といいますが、これが60.01%となっております。

以上です。

○議長（宮内道則君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第5 議案第2号 令和4年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮内道則君） 日程第5、議案第2号「令和4年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第2号、令和4年度芦北町介護保険事業特別会計補正

予算（第3号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ3,928万2,000円を追加し、総額を24億9,694万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス給付費の3,791万2,000円の増額及び項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費の137万円は、実績見込みの増や介護報酬改定などに伴います補正でございます。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款8項1目1繰越金の3,928万2,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第6 議案第3号 令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（宮内道則君） 日程第6、議案第3号「令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 議案第3号、令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ55万3,000円を追加し、総額を4億2,516万5,000円とするものでございます。また、第2条で繰越明許費を計上しております。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は9ページになります。

款1 農業集落排水事業費、項1 農業集落排水事業費、目1 農業集落排水事業総務費の55万3,000円は、令和2年7月豪雨災害に係る国庫補助金の確定に伴う償還金でございます。

次に、歳入につきましては8ページになります。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金の55万3,000円は、一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

次に、予算書は4ページになります。

第2表、繰越明許費について御説明します。款1 農業集落排水事業費、項2 農業集落排水施設管理費、事業名、芦北地区農業集落排水施設更新事業1億6,839万9,000円は、芦北地区処理場の更新工事を実施しておりますが、世界情勢により上澄み排水装置等の電動機や鋼材等の納品が遅くなり、年度内の完了が見込めないため、関連工事費等を含め繰り越すものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第7 議案第4号 令和4年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮内道則君） 日程第7、議案第4号「令和4年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 議案第4号、令和4年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ472万7,000円を追加し、総額を1億3,940万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1温泉運営費、項1運営費、目1湯浦温泉センター運営費の6万4,000円、目2温泉観光センター運営費の78万3,000円、目3計石温泉センター運営費の4万2,000円は、電気料の高騰に伴う光熱水費の補正でございます。

目4大野温泉センター運営費の383万8,000円は、原油価格高騰の影響による電気料及び燃料費の増加に伴う指定管理者への補助金でございます。

次に、歳入につきましては、6ページになります。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の472万7,000円は、一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第8 令和5年度施政方針と予算大綱説明

○議長（宮内道則君） 日程第8「令和5年度施政方針と予算大綱説明」を求めます。
竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日、令和5年第1回芦北町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、先ほど、永年功労表彰を受けられました皆様に、改めてお慶び申し上げます。心からお祝いを申し上げたいと思います。

令和5年度施政方針と予算大綱について、御説明申し上げます。

令和2年7月豪雨災害から2年8カ月となります。未曾有の被害をもたらした災害からの復旧・復興に向け、今日までスピード感をもって各種事業に取り組んでまいりました。生活再建、道路や河川の災害復旧も進み、発災前の生活を取り戻しつつあります。令和5年度予算は、災害からの復旧・復興を加速化させるため、「復興元年+2」として位置づけ、必要な予算を積極的に措置しております。

新型コロナウイルス感染症については、社会経済活動の再生に向け、本年5月8日から2類感染症から5類感染症への移行や、イベント時の人数制限撤廃など、各種制限が緩和されることとなります。本町といたしましても、国の動向を注視し、復旧・復興を第一に、経済再生に資する必要な政策については、今後も躊躇なく実施してまいります。

それでは、予算編成、規模について申し上げます。

令和5年度の一般会計予算総額は138億8,000万円となり、昨年と比較すると、16億2,500万円の増となりました。

歳出については、災害復旧事業費に24億4,194万円、普通建設事業費には17億9,252万2,000円を措置しております。

歳入については、固定資産税の償却資産の増、長引く新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨災害の影響から緩やかな回復傾向を見込み、町税については前年度比2億5,668万4,000円増となる20億8,486万4,000円、国県支出金41億5,102万6,000円、町債15億3,280万円を措置しました。また、地方交付税については37億円を見込みました。

以下、主な施策について、復旧・復興計画の内容も踏まえ、説明いたします。

第1は、地域活力と雇用を生み出す産業づくりについてであります。本町の基幹産業である農林漁業については、被災した農地、農業用施設、林道の7割を超える工事の発注が完了したところですが、引き続き早期復旧を図ってまいります。なお、広域的に被害を受けた吉尾地区等の基盤整備については、事業採択に向けて取り組んでまいります。

農業の振興につきましては、耕作支援を引き続き実施するとともに、新規就農者を支援し、人材の確保と育成に努めてまいります。また、果樹振興については、園内道整備や優良品種の苗木導入などに対する支援を継続するとともに、新たな作物の栽培、実証を進めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、有害鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害防除、捕獲、環境整備を中心とした総合的な対策を構築してまいります。

林業の振興につきましては、間伐や搬出作業の支援に加え、皆伐後の植栽や、苗

木の食害を防ぐための防護柵設置への支援を行うとともに、持続可能な森林整備の検討を進めてまいります。

漁業の振興につきましては、漁業者の負担軽減策として、漁船保険料や船揚げ施設の利用などに対して助成を行うとともに、所得向上策として、養殖カキ、ヒラメやクマエビなどの稚魚放流事業により、漁獲を増やし、併せて芦北産魚介類のブランド力の強化を図ってまいります。また、藻場の再生を支援し、海底耕うんを継続することで、漁場の環境改善・保全を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、商工会と町が一体となり、復興イベント開催を支援するほか、プレミアム付商品券発行補助金も引き続き措置し、商工業の育成・強化及び町内での消費喚起による地域経済の活性化や、中小企業者のDX化への補助、ビジネスコンテスト入賞者による創業チャレンジへの支援等を行います。

企業誘致につきましては、サテライトオフィス田浦及びサテライトオフィス計石に、現在、9社と立地協定を締結しており、進出企業と連携した地域課題解決への取組を進め、高齢者を含めた地域全体のDX推進拠点とするため、eスポーツの活用による活性化を図るとともに、デジタル技術に精通した地域活性化起業人を活用した地域DXを推進してまいります。

観光振興につきましては、芦北町を舞台としたテレビアニメ「放課後ていぼう日誌」が、2年連続で訪れてみたい日本のアニメ聖地88に選定されたことを活用し、新たな観光資源として全国への情報発信に努めるとともに、観光イベントについても復興イベントと位置づけ、心の復旧・復興に繋がる取組を進めてまいります。

あしきたマリンパークビーチ帯の再整備につきましては、旧国民年金保養センターの解体を行い、車両がスムーズに通抜けできるようマリンパークビーチへの進入路を新設します。

芦北海浜総合公園は、計画的に施設の維持補修を行い、利用環境の向上と安全確保に努め、公園運営に取り組めます。

観光施設につきましては、御立岬公園にあるマリンハウス等の計画的な補修と、昨年オープンしましたキャンプ場及び新たに設置したバレルサウナのPR等、観光施設の魅力向上とさらなる活性化を図り、誘客への取組を進めてまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、地方創生と災害からの復旧・復興のための財源確保策として、町内事業者と連携し、返礼品の充実を図るとともに、企業版ふるさと納税につきましても、本町の地方創生の取組について、積極的に企業へ周知し、御支援いただけるよう取り組んでまいります。

第2に、地域で守り育てるまちづくりについてであります。

被災者の生活再建支援につきましては、発災時最大1,175人の避難者が、現

在は139人となる中、住まいの再建に向けた支援を引き続き行うとともに、地域支え合いセンターと連携し、被災者の孤立防止や健康状態の把握、生活再建支援の相談など、心のケアも継続して努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう支援してまいります。また、災害時における避難行動要支援者の支援及びひとり暮らしの高齢者等に対して緊急通報装置の貸与を行い、緊急時の迅速な対応に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、障害のある方の心身の状況やニーズに配慮した福祉サービスの提供に努めるとともに、各種事業を通じ、障害に対する理解の促進及び社会参加への機運醸成を図ってまいります。

地域福祉につきましては、社会福祉協議会や民生児童委員と連携し、取組を推進してまいります。

児童福祉につきましては、子育て世帯の多様化するニーズに対応し、保育サービスの向上や保育料の負担軽減、子ども医療費の助成、副食費の助成による子育てに伴う経済的負担軽減に引き続き取り組むとともに、児童の安全・安心な保育環境の確保に努めてまいります。

健康づくり事業につきましては、生涯現役・健康寿命の延伸に向け、ライフステージに合わせた取組を引き続き推進してまいります。

第3に、郷土の未来を育む人づくりについてであります。

学校教育につきましては、学校に対する指導体制の強化を図るとともに、ICT機器を効果的に活用し、児童・生徒の学力向上に努め、多様化する学校現場の課題解決のため、学校運営協議会の充実を図り、地域ぐるみで教育の実現を進めてまいります。

学習環境の整備充実につきましては、学校施設の適切な改修工事・修繕を行ってまいります。

学校給食につきましては、安全・安心で栄養バランスと量を保った給食を提供するのはもちろんのこと、社会全体で子どもの成長を支える取組の一つとして、令和5年度から小中学校の給食費を完全無償化し、保護者の経済的負担軽減を図り、さらなる子育てしやすい教育環境を整えてまいります。

スポーツの振興につきましては、社会体育クラブや総合型地域スポーツクラブ等の支援を行うとともに、引き続き全国大会等の出場者を支援し、競技力の向上と生涯スポーツの振興を図ってまいります。

体育施設につきましては、安全で安心して利用できるよう、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、町民講座や生き生き大学などの講座の充実を図ってまいります。また、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を育ていく地域学校協働活動を推進してまいります。

文化振興につきましては、演能会や文化祭などの開催により、文化・芸術に触れる機会を提供し、文化意識の高揚を図るとともに、全国大会等の出場者を支援し、文化活動の振興を図ってまいります。

文化財の保存・調査につきましては、佐敷城跡周辺の景観の向上を図るとともに、佐敷東の城跡の調査に取り組んでまいります。

芦北町総合コミュニティセンターにつきましては、図書館や子どもの広場、各種講座など、多くの方々に利用いただいています。今後も、世代間・地域間の交流と学びの場として、人々が集い、豊かな心の人づくりの場となるよう、施設全体の魅力向上と、安全・安心で快適な利用環境の提供に努めてまいります。

星野富弘美術館につきましては、引き続き展覧会や公募展をはじめ、出前講座等を開催するとともに、姉妹館である群馬県の富弘美術館と連携を図りながら情報発信に努め、詩画を通じた心の教育を推進してまいります。

国際交流につきましては、コロナ禍の影響で活動が制限されていましたが、従前同様、国際交流協会と連携し、多文化共生事業に取り組んでまいります。

第4に、暮らしを支える基盤づくりについてであります。

交通基盤の整備につきましては、引き続き被災した道路・河川の復旧を最優先として取り組むとともに、災害復旧工事等で発生する土砂の受入先の確保と、土地の有効活用を図るため、残土処理場を設置し、造成を進めてまいります。

また、橋りょう点検を実施し、補修測量設計を行い、老朽化対策を進めるとともに、町道についても計画的な舗装、維持修繕、改良等を行い、安全確保に努めてまいります。

自然災害対策につきましては、各排水機場の定期的な保守点検を行い、計画的な補修を実施し、安全で安心な生活環境の整備に取り組んでまいります。

県営事業につきましては、急傾斜対策、港湾整備等の負担金を措置するとともに、豪雨により被災した施設の早期復旧を引き続き要望してまいります。

公営住宅につきましては、公営住宅外壁改修等を行い、より快適な居住環境の維持に努めるとともに、子育て世代の移住・定住を促進するため、地域優良賃貸住宅の建設を進めてまいります。

住まいの浸水対策につきましては、自らの生命と財産を守るため、かさ上げ等の自助対策を講じ、町内で再建された方に対して支援を行います。また、豪雨災害により空き地となった土地等の活用を推進するため、賃貸住宅の建設に対する支援を

継続してまいります。

交通対策につきましては、鉄道事業者やバス事業者による地域間交通の路線維持と、町民に親しまれる持続可能な地域内交通の充実を目指します。

防災対策につきましては、女性の視点を取り入れた災害対策を推進するため、防災会議への女性委員任命を進めるとともに、広く町民に防災に対する関心を喚起するため、防災フェスティバルを開催します。

逃げ遅れゼロを目指す取組として、引き続き地域防災力強化支援事業補助金や防災士育成事業補助金を措置し、地域防災力の向上を図るとともに、ペット同行避難や車中泊避難など、多様な避難手段の確保と避難所環境の充実を図ります。

また、防災行政無線更新に係る実施設計や防災拠点センター整備のための各種調査費用等を措置し、防災体制の強化を図ってまいります。

水供給対策につきましては、水道区域外の地域に対して、安全・安心な生活用水の確保に取り組んでまいります。また、生活排水対策につきましては、引き続き浄化槽設置に対する支援を行ってまいります。

環境対策につきましては、プラスチックごみの削減、二酸化炭素排出抑制による環境負荷の軽減に努めてまいります。

水俣病関連につきましては、各種相談に対応するため、相談窓口を継続して設置するとともに、情報発信支援事業、もやい直し事業、地域再生事業に引き続き取り組んでまいります。

第5に、住民と行政の協働のまちづくりについてであります。

令和4年度に、みなまた・あしきたギョギョギョ親善大使に任命された「さかなクン」とタイアップし、芦北町の美しい海や環境を守る取組を全国へ発信してまいります。

まちづくり支援事業については、今後も引き続き、地域の自主的な活動を支援します。

また、芦北高校総合支援事業につきましては、芦北高校と連携を図りながら、入学者確保と、さらなる魅力向上に資する取組を進めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、現在の隊員5名に加え、新たに1名の隊員を募集し、様々な地域協力活動に取り組み、地域の活性化を図るとともに、町への定住に向けた支援を図ってまいります。

移住・定住の促進につきましては、移住定住特設サイト「よしきた！」をリニューアルし、情報発信の強化と庁内連携体制の構築を図ってまいります。本町出身者や本町に興味のある方とつながりを深めながら、魅力的な地域づくりを行うため、出身者等がふるさと住民として登録し、芦北町を盛り上げてもらう芦北町ふるさと

住民登録制度を創設し、関係人口創出に取り組みます。

公共施設の計画的な整備等の推進につきましては、個別施設計画をもとに、町有施設の予防・保全を推進するとともに、大規模災害発災時の電力確保のため、本庁舎に非常用発電設備を整備します。

町の情報発信につきましては、広報あしきた、まちだより、ホームページ、SNSを活用した情報提供に努めてまいります。

また、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書等をコンビニで取得できるシステムを導入し、行政サービスの向上を図ってまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業の事業勘定につきましては、各種健康づくり推進事業を実施する中で、国保財政の健全な運営を堅持してまいります。また、18歳以下の子どもに係る国民健康保険税の均等割額を引き続き全額減免いたします。

直診勘定につきましては、引き続き町内医療機関までの送迎を行い、受診できる体制づくりに努めてまいります。

介護保険事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の充実、地域包括ケアシステムの深化推進を図り、介護・医療の支援を必要とする高齢者が安心して暮らせるよう努めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、施設の長寿命化と適正な維持管理に努め、持続可能な運営を目的とした施設の更新計画に取り組んでまいります。

生活排水処理事業につきましては、引き続き適切な放流水質の確保に努めてまいります。

町有温泉事業につきましては、各施設の老朽化が進んでいるため、維持補修計画を策定し、温泉施設の長寿命化を図り、快適な入浴環境の確保に努めてまいります。また、空きスペースを活用したヨガ教室の企画など、利用者の満足度を高めるサービスを提供してまいります。

奨学資金貸付事業につきましては、向学心に富み、有能な素質を有し、経済的な理由での就学困難者に対し、貸付を行ってまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、健康診査委託事業や人間ドック健診補助を実施し、町民の健康保持・増進を図るとともに、疾病の早期発見と重症化の防止に努めてまいります。

公営企業である水道事業につきましては、安全・安心な水道水供給のため、引き続き老朽化した水道管や施設の更新を計画的に実施し、安定経営に努めてまいります。

以上、一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた令和5年度の予算総額は、

203億7,900万円となっております。

結びに、3年に及ぶコロナ禍の状況も徐々に見直しが進み、社会活動も活発化していくフェーズに移ってきました。物価高などの影響はあるものの、機を逃がすことなく、施策を展開するとともに、DXなどの社会変革に適切に対応し、「すべては次代を担う子どもたちのために」光り輝き、暮らしやすい芦北町を築くべく、全力を傾注してまいります。

議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（宮内道則君） 町長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。11時10分から再開します。よろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時08分

-----○-----

○議長（宮内道則君） それでは、お待たせをいたしました。皆さんお揃いでございますので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

- 第 9 議案第 5号 令和5年度芦北町一般会計予算
- 第10 議案第 6号 令和5年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第11 議案第 7号 令和5年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第12 議案第 8号 令和5年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第13 議案第 9号 令和5年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第14 議案第10号 令和5年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第15 議案第11号 令和5年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第16 議案第12号 令和5年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第17 議案第13号 令和5年度芦北町水道事業会計予算
- 第18 議案第14号 芦北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第19 議案第15号 芦北町個人情報保護審査会条例の制定について
- 第20 議案第16号 芦北町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 第21 議案第17号 芦北町萩の越残土処理場条例の制定について
- 第22 議案第18号 芦北町学校給食費負担金に関する条例の制定について
- 第23 議案第19号 芦北町小中学校給食費無償化及び給付金交付条例の制定について

○議長（宮内道則君） これから日程第9、議案第5号「令和5年度芦北町一般会計予算」から日程第23、議案第19号「芦北町小中学校給食費無償化及び給付金交付条例の制定について」は、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案につきましては、先ほどの日程第8「令和5年度施政方針と予算大綱説明」で町長の説明もあり、また先の議会運営委員会において委員会付託とする旨の答申がっておりますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の質疑を行います。先の議会運営委員会において委員会付託の答申がっておりますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。

質疑はありませんか。川尻君。

○11番（川尻成美君） では、当初予算分析表というのをいただきましたが、前は後でしたかね、増減要因分析というのをいただきました、令和4年度はですね。だから、非常に、私、参考になりますということをおいいたんですが、これは後で配られるんですかね。これが1点です。配られないのかという形で、前回だけだったのかということちょっとお尋ねいたします。

質問にいけますが、今回の予算は前年度比の13.5%増になっております。そこで、その要因として町税もアップしております。その町税のアップの要因ですね、非常にいいことだと思いますが、その要因を1点。

そして、町債が今回は15億3,200万円ありまして、非常に起債のほう災害関連で多いわけですが、年々町債が膨らんで、全部で令和5年の起債見込みが15億3,800万円という形でありまして、年々膨らんでおりまして、それを償還するのは毎年10億5,000万円ぐらいなんですよ。そうすると、だんだんだんだん起債が膨らんでいきますが、今後の見通しも立てられて、やっぱりするのかなというふうにも思います。災害につきましては、地方交付税で還元されるということですけども、そういう中でも今回の地方交付税は前年度比は落ちておりますので、そういう観点からですね、大綱的に御説明いただければと思います。

○議長（宮内道則君） 白坂財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

財源分析表につきましてはですね、前年度同様の対応をさせていただきたいと思

っております。後からですね、配付させていただければと思います。

それから、議員さんから、起債等々も含めたところの今後の見通しというところでよろしいでしょうか。まだまだ災害復旧の道半ばということですね、起債を起こす金額が膨らんでおります。まああと2、3年はですね、このような状態がですね、続くんじゃないかなというふうに思っているところでございます。その中でもですね、災害復旧が一段落しましたら、従前同様ですね、シーリングをかけまして、償還額以上ですね、起債を行わないとか、そういったところを健全財政に努めていきたいと思っております。

○議長（宮内道則君） 佐竹税務課長。

○税務課長（佐竹貴幸君） それでは、町税のほうの増の要因でございますけれども、先ほど補正でもですね、御承認いただきましたが、一番大きなものはですね、固定資産税の償却資産の新幹線の特例が終了したことによりまして、新たに2億円余りですね、増加する見込みとなっておりますので、その分で大きな割合を占めているということになります。

○議長（宮内道則君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） それでは、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号から議案第19号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

-----○-----

第24 議案第20号 芦北町国民健康保険直営診療所条例を廃止する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第24、議案第20号「芦北町国民健康保険直営診療所条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 議案第20号、芦北町国民健康保険直営診療所条例を廃止する条例の制定について、御説明申し上げます。

本条例は、芦北町国民健康保険吉尾温泉診療所の閉所に伴い、条例を廃止するも

のです。

吉尾温泉診療所が、令和2年7月豪雨により被災して以降、再開か閉所かを検討してまいりましたが、医師の確保が難しいこと、施設が老朽化しており、再開に多額の費用がかかること、再開したとしても利用者の減少が続く見込みであることなど、総合的に判断し、閉所することとなったものです。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行し、診療所閉所に伴い、芦北町国民健康保険条例の一部改正及び芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を併せて行うものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第25 議案第21号 芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第25、議案第21号「芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 議案第21号、芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金等の額を40万8,000円から48万8,000円に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第26 議案第22号 芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第26、議案第22号「芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 議案第22号、芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、引用条項の条ずれが生じたため、条例を改正するものです。

附則としまして、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第27 議案第23号 芦北町一般廃棄物処理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第27、議案第23号「芦北町一般廃棄物処理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 議案第23号、芦北町一般廃棄物処理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、町指定ごみ袋の金額を変更するため、条例の一部を改正するものです。

改正内容といたしましては、町指定ごみ袋全6種類について、1袋当たり、それぞれ3円増額するものです。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。川尻君。

○11番（川尻成美君） この改正につきましては、全員協議会で説明を私たちは受け、だいたい納得したところでございますけども、やはりこの物価高等でもう消費者はピリピリでございますし、またこういうごみ袋の値上げというのもくれば、住民への説明は絶対不可欠だと思いますが、今後、啓発活動、これを上げるための説明を、やっぱり住民に納得いただくようにしてもらわないといけないんじゃないかと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（宮内道則君） 長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 今回、御承認いただいた後でございますが、まちだより、広報紙、そしてまたホームページ等でも周知を図りたいと考えております。

○議長（宮内道則君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第28 議案第24号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第28、議案第24号「芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第24号、芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、国の省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第1条で、芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行います。主な改正内容は、児童の安全確保に関する改正と、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除を行うものです。

第2条で、芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行います。主な改正内容は、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除を行うものです。

第3条で、芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行います。主な改正内容は、児童の安全確保に関する改正を行うものです。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除については公布の日から施行します。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第29 議案第25号 芦北町多目的研修集会施設及び農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第29、議案第25号「芦北町多目的研修集会施設及び農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 議案第25号、芦北町多目的研修集会施設及び農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、芦北町多目的研修センター内の調理実習室及び農産物加工室並びに洗濯室の老朽化した備品の処分に伴い、使用料の項目を削除するため、条例の一部改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定す

ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第30 議案第26号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（宮内道則君） 日程第30、議案第26号「熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第26号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、御説明申し上げます。

本町が加盟しております熊本縣市町村総合事務組合の構成団体である玉名市が令和5年6月30日をもって熊本縣市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から脱退するため、規約の一部を改正するものです。

一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がありますので、本案を提出するものです。

附則として、この規約は令和5年7月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第31 議案第27号 建設工事委託に係る協定の変更について

○議長（宮内道則君） 日程第31、議案第27号「建設工事委託に係る協定の変更に

ついて」を議題とします。

本案について説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第27号、建設工事委託に係る協定の変更について、御説明申し上げます。

令和3年11月30日に議決いただきました建設工事委託に係る協定のうち、協定金額1億6,335万円を1億1,329万5,230円に変更するものです。

本協定は、大迫川周辺の冠水被害解消のため、大迫川改良事業に係る工事について、入札から施工までを肥薩おれんじ鉄道株式会社に委託しているものでございます。

本工事は、平生踏切から佐敷駅方向へ約150mの場所で、肥薩おれんじ鉄道線下を横断している河川の断面を拡幅する工事でございます。鉄道線の工事桁の仮設や電力新通設備の移設、ボックスカルバートの設置などを行うものです。

変更理由につきましては、着工に際し、現地を掘削したところ、想定よりも強固な地盤であったため、軟弱地盤の改良が不要となり、工事桁の工法と延長の変更に係る費用を減額するものです。

なお、変更協定に伴う工期の変更はありません。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

○議長（宮内道則君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午前11時30分

令和5年第1回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年3月16日

午前10時 開議
於 議 場

1 議事日程

第1 一般質問
(散会)

2 出席議員（14人）

1番 百田 翔吾 君	2番 楠原 清照 君
3番 長口 隆 君	4番 林田 燿宏 君
5番 坂本 登 君	6番 寺本 順一 君
7番 白坂 康浩 君	8番 草野 安道 君
9番 元山 秀志 君	10番 宮尾 秀行 君
11番 川尻 成美 君	12番 寺本 修一 君
13番 岡部 恵美子 君	14番 宮内 道則 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長 竹崎 一成 君	副町長 藤崎 正司 君
教育長 岩田 繁義 君	総務課長 松本 俊造 君
企画財政課長 白坂 達也 君	税務課長 佐竹 貴幸 君
住民生活課長 長崎 十三男 君	福祉課長 池田 康浩 君
健康増進課長 田中 公広 君	農林水産課長 梶 浩之 君
商工観光課長 釜 辰信 君	建設課長 鎌倉 博之 君
上下水道課長 平田 秀臣 君	教育課長 田代 忍 君
スポーツ・文化振興課長 内田 照也 君	コミュニティセンター課長 志水 哲治 君
会計管理者兼会計室長 溝 俣 圭一 君	

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福田 貴司 君 次長(課長補佐) 窪田 和彦 君

令和5年第1回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	楠原清照	1 世界最大手台湾半導体メーカーTSMCの菊陽町進出に伴う本町の地域振興戦略等について	① 進出企業TSMC等の概要や現地の動向はどのように把握しているのか。 ② 熊本県の対応はどのように把握しているのか。 ③ 本町はTSMCの進出をどのように認識しているのか。 ④ 本町はTSMC進出に伴う地域振興等の戦略をどのように考えているのか。	町長及び 担当課長
		2 民生委員・児童委員の現状と課題について	① 民生児童委員の法的根拠はどうなっているのか。また、本町の現状はどうなっているのか。 ② 民生児童委員の活動に対する支援等は現在どうしているのか。 ③ 民生児童委員の活動等の今後の展開をどう考えているのか。	町長及び 担当課長
		3 老朽化等の空き家対策について	① 空き家の現状は把握しているのか。 ② 空き家対策の現状はどうなっているのか。 ③ 今後の空き家対策の取組についてどのように考えているのか。	町長及び 担当課長
2	寺本修一	1 学校給食費の無償化を含めた子育て支援策について	① これまでの本町の子ども子育て支援の取組について ② 学校給食費無償化の目的及び効果について ③ 学校給食費無償化の事業概要や費用等について ④ さらなる子育て支援策につ	町長 教育長及び 担当課長

			いて	
3	川尻成美	1 デジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組について	<p>本町では、町民の利便性向上を目的とし、持続可能な行政サービスの提供及びデジタル社会の実現に向けたデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するため、令和4年6月に「芦北町デジタル化推進本部」を設置された。</p> <p>① 現在、DXに関する取組状況はどうなっているのか。</p> <p>② 今後、DXに関する取組をどのように展開するのか。</p>	町長及び担当課長
		2 防災力の向上について	<p>令和2年7月豪雨により、未曾有の災害が発生した本町では、関係機関と連携し、災害の復旧・復興事業に全力で取り組んでおり、各事業の成果が町内各地で現れている。また、各地域における防災意識も高くなっており、防災面での情報通信技術（ICT）の活用も必要があるのではないかと考える。</p> <p>① 現在、町内における各地域の防災力向上のため、どのような取組を行っているのか。</p> <p>② 今後、町全体の防災力をさらに高めるため、情報通信技術（ICT）の活用をどのように考えているのか。</p>	町長及び担当課長
4	坂本 登	1 小学校・中学校の教育費負担の軽減について	① 令和5年度から小学校・中学校の給食費を完全無償化する条例が上程されている。私自身この問題について何度も定例会及び常任委員会で提案させてもらった。英断される	町長及び教育長

		<p>に至ったきっかけはどうか。</p> <p>② 憲法第26条第2項に「義務教育は、これを無償とする」と定められている。芦北町で憲法第26条の理念の実現に向けて、小学校、中学校の教育にかかわる教材費など、義務教育に係る費用負担の軽減を図る考えはないか。</p>	
	2 タクシー及び運転代行業者の支援について	① タクシー及び運転代行が不足しているとの声がある。町民や飲食店にとって、飲酒運転の防止にもつながる大切な交通インフラであり、飲食店の活性化と絡めて支援する考えはないか。	町長
	3 eスポーツの活用及びメタバースの可能性について	① 令和5年度施政方針と予算大綱で説明のあったeスポーツの活用を具体的にどのように考えているか。また、最近注目されているメタバース（インターネット上の仮想空間）を将来に向けて活用する考えはないか。	町長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 一般質問

○議長（宮内道則君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者は4人です。通告書は、お手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。また執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

なお、執行部から、寺本修一君の一般質問に関する資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、楠原君。

○2番（楠原清照君） おはようございます。楠原でございます。

芦北町議会会議規則第60条第1項の規定に基づき、議長の許可のもと、質問をさせていただきます。

さて、月日が巡るのは早いもので、私は令和2年7月豪雨から2年と8カ月が経過いたしました。私は、一般質問の冒頭にこの令和2年7月豪雨からどれだけ経過したのかということをよく申し述べておりますけれども、私の人生はここで一旦リセットされ、ここから新たにスタートしていると強く感じているからであります。その年の12月に議員として初当選し、活動を開始しましたが、私が政治家になった理由の第一は町の復旧・復興と再生、これに命懸けで取り組むというこの1点に尽きるわけでございます。だからこそ、町長や執行部に対しては、とにかく仕事をどんどん前に進めていただくよう全面的に応援し、提言等も行ってきたところでございます。そうこうするうちに、今現在、復旧工事発注率は70%を超え、工事完成率も50%程度まで進捗してきたようでございますので、私はそろそろ復旧・復興から、その先にある芦北の再生に目を向けた活動を本格的に展開しなければならない時期に来ておるのだろうと思うわけです。

このように、復旧・復興の先には再生という大きな政治的課題があるわけでございます。そのような観点から、本日の質問の主題には、これまで継続してきました

豪雨災害関連質問をあえて外し、復旧・復興をしっかりと見据えつつも、少し未来に目を向けた芦北の再生、その夢と希望に関する質問をさせていただこうと思います。

また、私はこれまで都合8議会において、26項目の一般質問をさせていただきましたが、この中で各種提言等もさせていただいておりますので、その後、どのように答えをいただいたのか、今後の一般質問の場や直接関係部署に出向いてお尋ねするなど考えておりますので、どうぞよろしく御対応方お願いしておきたいと思っております。

さて、質問に入ります。最近、TSMCの話題がマスコミで大きく取り上げられております。台湾の半導体メーカーのようございまして、本県菊陽町に進出し、半導体の大工場を建設中ございまして、また、その経済波及効果は莫大なものがあるようございまして、期待は膨らむ一方となっているのが現状ではないかと思うわけですが。確かにその進出は熊本県の産業構造を大きく変える可能性があり、基本的に農業県である熊本は最先端の半導体県熊本となるべく、大きな転換点に差し掛かっているようございまして。

このような中、経済波及効果を最大限にするべく、県内自治体の地域間競争も激しさを増しているようございまして。例えば、菊陽町に隣接する合志市は、工業用地の確保を図るため、市街化調整区域の見直しに取り掛かっておりますし、宇城市も用地取得費の30%助成で企業を呼び込む活動をスタートさせております。また、菊池市では、住宅誘致に重点を置くようございまして。

一方、県南に目を向けますと、八代市では県内最大のコンテナ取扱量を誇る八代港の活性化を目指し、半導体関連製品の原材料の運搬など、港湾施設へのニーズの高まりを期待しているようございまして。水俣市は、高岡市長や吉永県議が、去る1月23日、県庁に出向き、蒲島知事に直接、教育や経済面で波及効果が出るよう要望書を手渡したとの報道もありました。

このように、どの自治体もここがチャンスとばかり、知恵をひねり、行動されております。ただ、一概に喜んでばかりはいられない側面もございまして。下手をすれば、県北だけが栄えて、相対的に県南は地盤沈下するのではないかとの懸念もあるわけですが。つまり、TSMCはもろ刃の剣とでも言いましょうか、その対応によっては我が町にとってプラスになったり、マイナスになったりする、将来この2つの道のどちらかの方向に本町は向かっていくことになると思われまして。

このような期待と不安が入り混じっている中で、今年中には工場が完成し、来年中には早くも製品出荷が行われるようございまして、本町も何らかの対応を迫られているのではないかと思います。願うならば、やはりこのチャンスをしっかりとものにして、我が町にとって少しでもプラスにし、先ほど申し上げました本町の再生、

夢と希望につながられるようにしなければならないと思うわけです。

そこで、まず通告書1、世界最大手台湾半導体メーカーTSMCの菊陽町進出に伴う本町の地域振興戦略等について質問いたします。①進出企業TSMC等の概要や現地の動向をどのように把握しているのか。②熊本県の対応をどのように把握しているのか。③本町はTSMCの進出をどのように認識しておるのか。④本町はTSMC進出に伴う地域振興等の戦略をどのように考えているのか。この4点について、質問をさせていただきます。

次の質問に移ります。最近、日本全国で社会問題の一つとなっているのが、民生児童委員の問題です。特に充足率、つまり定数を満たせない自治体が、都会を中心に多く発生しており、制度のいわゆる持続可能性に黄色信号が灯っているというようなことでございます。また、そのような現象は、地方におきましても発生しており、だんだん顕在化してきているようでございます。そこには時代の変化や地域そのものの変質、民生委員の高齢化など、相まって数々の課題を抱えるようになっておるようです。私は、地域福祉の充実の観点から、民生委員制度は今後におきましても存在させるべき制度との考えをもっておりますので、そのような観点から、今回質問をさせていただきたいと思っております。

そこで、通告書2、民生委員・児童委員の現状と課題についてお尋ねいたします。①民生児童委員の法的根拠はどうなっているのか。また、本町の現状はどうなっているのか。②民生児童委員の活動に対する支援等は現在どうしているのか。③民生児童委員の活動等の今後の展開をどう考えているのか。この3点について、お尋ねしたいと思っております。

次の質問に入ります。去年、私はある地区から相談を受けました。それは、地区内に1軒の空き家があるが、家は荒れ果て、一部はすでに崩れ落ちてきている。その崩れ落ちた方向に隣接する家の方が不安がっている。所有者は他県に居住しているが、なかなか連絡が取れないし、対応する気も薄いようで、目の前の危険をどうにかならないかという切実なものでした。結局、最終的には所有者との連絡が取れ、崩れた部分について地区で撤去したとのことでありました。空き家にもいろいろありますけれども、このようないわゆる老朽化した空き家、もっと言いますと、危険家屋に対する行政の対応の強化が今強く求められているようになってきていると思っております。

そこで、通告書3、老朽化等の空き家対策について、お尋ねいたします。①空き家の現状は把握しているのか。②空き家対策の現状はどうなっているのか。③今後の空き家対策の取組についてどのように考えているのか。この3点について、お尋ねいたします。

以上、通告書1から3までの質問に対し、御答弁をお願いいたします。これで壇上での質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮内道則君） 楠原君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

楠原議員の質問にお答えをいたします。

質問主題1の世界的な半導体メーカーTSMCの菊陽町進出につきましては、県内最大の関心事でもございます。本町を含めた県南地域にも波及効果が期待される一方、人材流出等の懸念もあるわけでありまして、今回の進出を新たなチャンスと捉えまして、近隣市町とも連携いたしまして、地域振興に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、具体的な内容及び残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜辰信君） 質問主題1の①について、お答えします。

世界的半導体メーカーのTSMCがソニーグループとデンソーとともに、合弁会社JASMを設立し、令和4年4月から工場の建設を行っており、令和6年中に稼働が予定されております。この設備投資額は発表当時のレートで約9,800億円で、国から最大4,760億円が助成される国家プロジェクトとなっております。月間生産能力は、12インチウエハ換算で5万5,000枚、雇用予定者数は約1,700人で、そのうち300人超は台湾からの駐在、200人はソニーからの派遣、700人が正社員として採用され、500人が業務委託で計画されております。なお、台湾から駐在員はすでに一部は熊本に滞在しており、今後、段階的に増えていき、家族を含め600人超が長期滞在予定とされております。また、県内ではTSMCの進出に伴い、今後さらなる半導体関連産業の集積が進むと期待されております。

次に、②についてお答えします。熊本県では、半導体集積強化に係る全庁横断的組織として、半導体産業集積強化推進本部を設置し、課題解決に向けて迅速に対応するため、人材育成、交通、教育、生活サポートなど、7つの部会を設けて対応しております。現在の取組としては、大学や高専、高校を含む幅広い人材育成や住宅の確保、台湾からの子どもの受け入れ態勢整備などを行っていると同っております。なお、県においても、県内全域への効果波及を目指し、県南地域を含め、県内各自治体との意見交換の場が設けられております。

次に、③についてお答えします。本町には、半導体関連産業としてテラプローブ九州事業所や東海カーボン田浦工場が立地し、両者とも現時点ではTSMCとの直

接の関わりはありませんが、半導体需要の高まりにより、非常に好調な業績となっており、今後新たな需要の増加につながる可能性があります。

一方で、県内では人材獲得競争が激化しており、県南から県北への人材流出が懸念されております。期待される面としては、台湾への輸出を含めた地域製品の販路拡大や観光客の増加が見込まれ、本町としても観光PRや地域製品のブラッシュアップ、すなわち磨き上げを進める必要があると認識しております。

次に、④についてお答えします。TSMC進出により、県内でも台湾との交流の機会増加が見込まれることから、サテライトオフィスや御立岬公園等を活用し、台湾からのワーケーションや台湾企業の誘致を行うなど、交流人口の増加を目指します。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 質問の主題2の①について、お答えいたします。

民生委員・児童委員の法的根拠は、民生委員法第3条で民生委員の配置、第5条第1項で都道府県知事の推薦及び厚生労働大臣からの委嘱、同条第2項で町推薦会から都道府県知事への推薦が規定されております。また、児童福祉法第16条第2項において、児童委員の配置について規定されております。そのほか民生委員法には、民生委員の基本姿勢、身分、職務など、民生委員に関する事項が法律により定められております。

次に、芦北町の現状ですが、昨年12月1日に全国一斉改選となり、定数65名に対し、欠員が生じることなく選任され、現在、主任児童委員3名を含め、合計65名で活動を行っていただいております。任期は3年となっております。なお、本町におきましては、合併後、これまで欠員は生じておりません。

次に、②の質問についてお答えいたします。民生委員・児童委員の活動に対する支援等につきましては、活動母体である芦北町民生委員・児童委員協議会に対して、令和3年度は883万5,000円、令和4年度は888万1,000円の補助金を予算措置し、令和5年度では893万7,000円を予算計上しております。民生委員・児童委員協議会の活動は、定例会による事例報告勉強会や各種研修会への参加、先進地視察研修など、委員としての必要な知識や技術のスキルアップのための支援、民生委員・児童委員の認知度アップのためのPR活動などを行っております。

次に、③の質問についてお答えいたします。民生委員・児童委員の活動は、地域の誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、高齢者の見守り、小中学校行事をはじめとする各種イベントへの参加、困りごと相談など、さまざまな活動を行っていただいております。今後も地域の身近な相談相手として活動を行っていただき、地域の代表である行政区長をはじめ、公民館長、老人会及び社会福祉協議会が委嘱

する地域福祉活動推進委員等と連携を図りながら活動を行っていくことが重要であると考えます。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 質問の主題3の①について、お答えします。

本町では、平成27年度と令和元年度に空き家調査を行っております。調査により、平成27年度に412件、令和元年度には506件の空き家を把握しておりますが、利活用の可能性があるものも含んでおり、老朽化した空き家の件数は把握しておりません。なお、令和2年7月豪雨で被災した家屋のうち、老朽化した空き家を含め、40件を超える空き家が公費解体されております。今後、詳細な件数等を把握するため、令和5年度に再調査を実施したいと考えております。

次に、②の質問についてお答えします。平成31年1月に芦北町空き家等対策検討委員会を設置するとともに、芦北町空き家等対策に関する条例を整備し、防犯、衛生、景観等の面から、指導、勧告、緊急措置が行えるよう、対策をとっております。現在まで、指導、勧告を行った事例はありませんが、県道や町道脇の空き家で、重大な危害を及ぼす恐れがあるものについては、屋根や外壁の補修など、緊急措置を行った事例があります。

また、管理が不適切な老朽危険空き家等は、今後も増加が見込まれることから、適切な住環境と安全確保のため、令和4年度に老朽危険空き家等除却促進事業補助金を創設し、老朽危険空き家の所有者が解体を行う費用の一部を助成しております。なお、利活用が可能な空き家については、空き家バンクを活用し、再利用に努めているところです。

次に、③の質問についてお答えします。本町における今度の取組としては、平成27年5月に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、国庫補助を活用し、老朽化した空き家の解体を推進するとともに、空き家所有者や相続関係者などに対し、法律、条例、規則等に沿った対応を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） どうもありがとうございます。

通告書1について、再質問をいたします。

商工観光課長にお尋ねします。経済波及効果はどれくらい見込まれていますか。

分かれば、教えてください。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜辰信君） 九州フィナンシャルグループの試算で、令和4年から10年間で4兆2,900億円の経済効果があると推定結果が公表されております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

また、答弁で、熊本県の対応や連携、認識等について説明してもらいましたけれども、町の現在の取組状況等についてももう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 芦北町は、サテライトオフィス計石と田浦には、町が実施したお試しワーケーション事業などの効果で、IT企業の進出協定を今年度で3件、これまでに合計9件と結んでおります。このうち、本年2月28日に進出協定を結んだIT企業は、台湾や中国との取引があり、TSMC進出の効果で台湾企業や観光客の誘致、販路拡大の可能性があることから、本町への進出を決められました。本町においては、この機を逃さず、御立岬公園や、現在、基本構想を策定中のあしきたマリンパークの活用及びサテライトオフィス誘致を進めていきたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 御答弁、ありがとうございました。

TSMCの進出につきまして、いろいろな分析や見方があると思いますけれども、少なくともここ数十年の間において、ここまで強烈でインパクトのある話と申しますか、現実が出現することなど、夢のような出来事といっても過言ではないと思います。また、TSMCには第2工場の県内建設という話も伝え聞いており、どの自治体も色めきたっているようです。

しかし、工場建設には広大な敷地が必要でございます。我が町は町の面積だけは230㎢と広大ですけれども、如何せん山ばかりであって、利用できる平地は少ないということは、だれが見ても分かります。従って、本町は本町独自の地域振興の道を模索していくしかないのであります。その中の有力な振興策の一つが、答弁にもありましたサテライトオフィスの充実や観光資源の更なる整備を図るという方法です。もともとサテライトオフィスは、学校等の施設活用とコロナ禍の中でリモートワークが可能な職種や業態を対象を絞って、地域振興や活性化、定住促進につなげようとの目的であろうと思います。まだぴんと来ていない町民の方も多いのではないかと思いますが、私は実に先進的な取組であると思っており、高い関心をもっておるものです。なぜなら、このいわゆるリモートワーク的働き方というもの大きな特徴は、距離と時間を克服しているという点であり、これからの国土の均衡ある発展におけるキーワードである一極集中から多極分散に非常に効果的なツールとなり得るのではないかと、その将来性に期待しているからであります。

本年2月21日の熊日朝刊7面の記事では、「芦北町に新事業所が開設へ」との

見出しで、本町計石のサテライトオフィス内に拠点を定めたとありました。その理由とはといいますと、豊かな自然環境の中で働ける場所ということで決断したということです。このように、この進出企業はまさにその我が町の環境を日本中のどこよりも気に入っていただいて、それにしっかりとした魅力ある誘致策が加わり、我が町を選んでいただいているのだと思います。であれば、TSMCや関連企業の社員や家族たちの観光誘致だけではなく、リモートワークに適した半導体関連企業集団についても、我が町に呼び込める可能性が十分にあるのではと期待するのです。

また、本町の地域振興を考える上で、重要な視点は、外からお金を持ってくるということに尽きるのではないかと思うわけです。そのお金とは、国や県からの補助金や交付金等からのお金であってもよいし、一般の経済活動や消費活動に伴うお金であればなお良いと。そのためにTSMCを精いっぱい活用するという戦略をもたねばならないと考えます。

私は、県北はもう放っておいても発展していくと思います。一方で、県南は相対的にずるずると地盤沈下する可能性がある。この懸念を払しょくする取組が非常に大事なのではないかと思います。例えば、少し大きな話になりますけれども、熊本市は政令指定都市となっているのですから、そこは熊本市に任せて、県政の中心を八代市にしたらいかがなものかと考えるものです。だいたい道府県と政令指定都市は、二重行政などの問題でぎくしゃくしているところが多いわけですから、ちょうど良いと思います。そして、経済は熊本市を中心とする県北に、県南は八代市を県庁所在地にして、政治の中心地とすることで、機能を分散すれば、県との均衡ある発展に資することができるのではと思うわけです。

また、この際、県南がですね、一致団結して、今回のTSMC進出について、蒲島知事のところにみんなで押しかけ、県南が地盤沈下することなく、底上げされ、ともに発展するよう、県南振興を強く訴える、そのような大胆な政治的行動もあってもいいのではないかと思います。事務レベルでは限界があるわけで、ここはまさに政治の出番だと思うわけです。

九州フィナンシャルグループ、つまり肥後銀行ですけれども、その試算ではTSMC進出を受け、国内の半導体関連企業を中心に約80社が新たに熊本に拠点を置くと試算、雇用はですね、TSMCを含め計7,500人に達すると予測したとありました。本当想像を絶する、とてつもないことが起きようとしているのであります。

このような急激な時代の変化を十分理解し、政治主導によって、停滞している県南全体の浮揚を図ることこそが我が町の再生と夢と希望に通ずるものと確信をしております。

私は、一般質問の中での提言ということで、言いたい放題言わせてもらいましたが、責任ある町長の立場ではなかなか踏み込んだ答弁は難しいとは思いますが、町長の考えをお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 素晴らしい御提言、拝聴しておりました。胸がわくわくするような話であります。

実は、質疑あるいは答弁の中にもありましたようにですね、北高南低というですね、今状況にあるわけでありまして、先般、知事とお会いしたときに、実はT S M Cに陰に隠れて、芦北ではI T、I C Tの企業誘致がどんどん進んでいますと、県下でトップを走っておるんですよと。ですから、そういうことを強く認識しておいてくださいということを申し上げました。

それと、知事の命でですね、県内の各地域振興局を中心といたしまして、関係の自治体が集まりまして、意見交換会があったわけですね。先般、芦北地域振興局でもありまして、T S M C進出に関しての意見交換をしたわけでありましたが、水俣、津奈木、芦北、直接的な影響は今のところ感じられない。芦北町に立地します東海カーボン、テラプローブ、これも直接出向きまして、その効果を確認しました。課長答弁の通りでありまして、間接的にはあるであろうということでもあります。これからの動きを注視したいということでありましたが、一番は企業側が心配していたのは高い賃金を払います、30万円近い給料を払うわけでありまして、まず人材が流出するだろうと。そうすると、技術者につきましても、こちらにもやはり有能な人材が欲しいわけでありまして、どんどん出ていくであろうという、そういう懸念があるということでありました。

それと、私どもは主に、さっきからおっしゃっておられるように、この豊かな観光資源をですね、どうやって生かしていくかということ、さらにこれに我々は力を入れていかなければいけないということで一致をいたしました。芦北町からは、芦北町は基幹産業は農業でありますので、農業、林業、水産業の中でですね、その中から台湾と非常に距離が近くなりました。そういうことで、芦北町の特産品を輸出できないかということをご提案しました。例えばデコボンであり、サラ玉であり、季節季節で産品がありますので、そういうことは提案をいたしました。ただ、台湾はですね、輸出品に対しましては残留農薬のチェックがですね、日本よりも厳しいということでもありますから、これをクリアしないとちょっと難しいですよという話ではありましたが、そういうのもクリアしながらですね、どうやっていくかということをやっております。

それと、御立岬のワーケーション、これは私は台湾の方々がたくさん来られます

ので、ここに1泊、2泊、3泊、1週間泊まっていただいでですね、そして町の良さを見ていただく。そういうことで、その9社進出しましたIT企業は、おっしゃいましたようにですね、その自然に魅了されて、もう決められました。その大半が御立岬で宿泊して、芦北町の歴史、文化、そういったものをですね、学びながら、感じ取りながら決めたということでありました。そして、何よりもですね、町がそれを迎えるよというですね、そういう熱意、そういうのもですね、感じ取ったということでありましたので、それはそれでやっていきたいと思えます。

ただ、企業誘致につきましては、80%の山林をもつ我が町でありまして、平地が少ない。その企業誘致の適地がですね、なかなかないわけでありまして。1、2カ所あるわけでありましてね、これはクリアしなければいけない問題もございました。そこで、私はいつも主張するのが、八代、氷川、芦北町、これは定住自立圏協定を結んでおります。企業誘致をするにも、一緒にやろうと。八代は適地がたくさんありますので、そこに来ればいいじゃないかと、そこに私どものところからベッドタウンとして、あるいは通勤圏も近いですから、ここから通える。そういうまちづくりをしよう、企業誘致は一緒にやろう。水俣、津奈木、芦北も一緒です。一緒にやる。津奈木に適地があればそれでいい、水俣にあればいい、芦北にあればいい。みんなでやって、そして先ほど申し上げましたような移住定住促進を図っていこう。よって、地域経済を活性化していこうということですね、単町だけでは非常に難しい時代になっていますので、ちょうど芦北は八代圏域と水俣圏域とちょうど中間にありますので、今有利なですね、状況下にあると思えます。今の議員のパワーをいただきまして、私もさらにブラッシュアップして頑張っていきたいと思います。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 町長のその広い御見識でですね、今後も政治活動をですね、じゃんじゃんやっていただきたいなと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

引き続き、通告書2について、再質問いたします。福祉課長にお尋ねいたします。活動に対する支援として、民生児童委員の活動に対する支援として、協議会に補助金を出しているとの答弁がありましたが、近隣市町村と比較して、どのような状況なのかお尋ねいたします。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 近隣市町村も協議会に対しまして、補助金を交付されております。本町では、協議会運営や委員の研修、活動等に対する支援を目的に補助金を交付しているところです。令和4年度当初予算ベースの補助額を委員定数1人当たりで換算いたしますと、本町におきましては13万6,631円となりまして、近隣市町村の中でも最も手厚い支援となっております。今後も引き続き、協議会が

適正に運営され、委員のスキルアップ研修や活発な活動ができるよう支援していきたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） それではですね、答弁で定数が65名との説明がありましたけれども、民生児童委員の定数はどのように決定されているのかお尋ねいたします。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 民生委員・児童委員の定数につきましては、民生委員法第4条で民生委員の定数は厚生労働大臣の定める基準を参酌して、区域ごとに都道府県の条例で定めるとなっております。また、市町村の意見を伺い、県の条例で定めることとなっております。

なお、厚生労働大臣が定める基準につきましては、本町におきましては70世帯から200世帯ごとに1人設置することとなっており、基準を満たす定数となっております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

去年12月に改選されましたけれども、何人が交代されたのかお尋ねいたします。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 12月1日の一斉改選におきまして、27名の委員が交代されております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 答弁にありました社会福祉協議会が所管する地域福祉活動推進制度について、その制度や組織の概要はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 地域福祉活動推進委員は、行政区長の推薦により、おおむね公民館単位ごとに選出された方を、芦北町社会福祉協議会会長が委嘱されております。地域福祉活動推進員は、芦北町全域で現在366人が在籍されており、地域福祉活動を推進するボランティアとしての活動や地域福祉のアンテナ的役割を担っていただいております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） それでは、この制度を持続可能にするため、どのような取組が必要だと考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 全国的にも、本町におきましても、民生委員・児童委員の

成り手不足が深刻な状況ではございます。この制度を持続可能にするためには、民生委員・児童委員の活動内容等を地域住民に幅広く知っていただき、民生委員・児童委員の認知度アップを図るとともに、先ほども申し上げましたが、行政区長をはじめ、公民館長、老人会及び地域福祉活動推進員などと連携を図り、地域での見守り体制を構築することで、民生委員・児童委員の負担軽減につながるような取組が必要であると考えております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 民生児童委員の役割の重要性に鑑みましてですね、広く町民にその活動全般について周知・広報する考えはありますか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 周知・広報につきましては、一斉改選後に広報あしきた12月号により、顔写真入りで、氏名、担当区域が分かる委員の紹介及び活動内容等を広報しております。

また、民生委員・児童委員の日でございます5月12日から18日までを活動強化週間として、毎年、役場前やファーマーズマーケットでこぼん、肥後うらら、大野温泉センター、ショッピングセンターペアなどでPR活動を行っておりますが、同時期にも役割や活動内容等について、改めて周知・広報していきたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

それでは、この質問の2をまとめてみたいと思います。本年1月14日、熊日朝刊1面にですね、「民生委員1万5,191人欠員、定数24万人、成り手不足深刻」との見出しで記事が大きく取り上げられておりました。その背景として、高齢化、働くシニア層の増加、専業主婦の減少、地域課題の複雑化など挙げられておりました。

また一方で、一般の人々がですね、民生委員の役割や活動内容を知っていると答えた割合は、たったの5.4%であり、認知度が極端に低いことも一因であるとありました。

また、その役割は簡単にいえば、行政や福祉サービスに橋渡しすることともありました。新聞記者はですね、さすがによく取材し、まとめてあるなど感心したわけですけど、そのほかにいろいろ調べてみますと、今は福祉事業者から民生委員を通さずともですね、ダイレクトに情報提供が行われているなど、橋渡し役の必要性がやや薄れてきていることもあるようでございます。

本来は、1917年、大正6年に、岡山県で再生委員制度として発足し、全国に

広まったとあります。その当時、貼り紙でですね、極めて具体的に困っている人に対し相談を促しておりますので、ここで紹介をしたいと思います。

老人や子供ばかりで生活に困る人、仕事がなく生活に困る人、各種の病気で生活に困る人、病気でも医者にかかれない人、出産の手当のできない人、児童を学校に入れるに困る人、戸籍上の手続きに困る人、心配事があっても相談相手のない人、以上に当てはまる人は再生顧問や再生委員へご相談ください。親切に、秘密にお世話くださいますとありました。本当にですね、困っている人に寄り添っていることがひしひしと伝わってきます、この文章は。これなら困っている人も相談しやすかったのではないかと思うわけです。

現在の民生児童委員の活動は、新聞記事にありましたように、行政や福祉サービスに橋渡しすることを一言で括られてしまいましたが、内部資料である民生委員・児童委員活動の手引きには具体的にちゃんと書いてありますので、これもご紹介いたします。

民生委員・児童委員活動の7つの働き。1、社会調査の働き、2、相談の働き、3、情報提供の働き、4、連絡通報の働き、5、調整の働き、6、生活支援の働き、7、意見具申の働きというものです。こういうことこそ、内部資料ではなく、広く住民に周知すべきであろうと考えます。民生児童委員は、一体どう活動すべきなのか、あるいはどう認知してもらうべきなのか、この大きな課題について、組織を上げて取組を強化しなければならないのではと思うわけです。

そのためには、所管する福祉課や社会福祉協議会の連携の強化は極めて重要であろうと思います。まずは、民生児童委員活動と極めて類似しており366人を要する社会福祉協議会所管の地域福祉活動推進委員とのさらなる連携強化、相互補完強化の取組や行政区長や公民館長、自主防、老人会、親子会などの既存の地域団体との情報交換や共有など、民生児童委員には守秘義務などの関係でですね、単独での活動もありましようけれども、まずは地域一体となった取組を目指すべきだと思います。

また、3年に1度、任期の切り替えの年は、特に広報あしきたなどで特集を組んでキャンペーンを張り、民生児童委員の意義や活動について、少し詳しく一般町民に周知するなど、その理解促進を図る中で、欠員が生じないよう充足率を満たす取組をしていただきたいものだと思います。

調べましたら、民生委員の歌「花咲く郷土」や民生音頭「愛の小鳩」というのがありました。これらは民生委員の使命を歌っておるわけであります。民生委員の歌の一節には、「伸ばす愛の手、この使命、担うわれらは民生委員」とあります。また、民生音頭では、「街に家庭に笑顔があふれ、みんなしあわせ謳うよな、そんな

世の中つくろうじゃないか」とあるんです。民生委員の役割や目標など、歌詞に端的に表しているわけであります。私はユーチューブで何度も聞いており、歌詞もコピーして持っておりますので、時間があれば、ここで歌を御披露してもよいのですが、とりあえずですね、紹介だけにとどめておきたいと思います。

それはともかく、民生児童委員というのは、共助の世界においてなくてはならない崇高なボランティア制度であり、この制度を機能させるため、そして持続可能なさしめるため、行政は万全なバックアップ体制を構築し、民生児童委員の皆様にしつかりと働いていただく環境づくりを、これまで以上にお願ひしたいと思うわけです。

町長、御所見をお願ひいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 民生児童委員の歌ですね、機会があれば、是非聞かせていただきたいと思ひますし、もし議席壇上であられましたら、全国初の歌声を披露した議員さんになるんじゃないかならうかと思ひますけれども。

それはさておきまして、全国的に民生児童委員の方々の成り手が少ないということは御承知のとおり。これはですね、長いもうそういう間の課題でもあるわけですね。幸いに、本町ではそういう方々が御理解いただきまして、御就任をいただいております。委員さん方とお会いしますとですね、私は感謝の言葉が先に出てきます。簡単にですね、できるんじゃないかならうかというお思ひの方がひょっとしたらおられる可能性もある。じゃあ、あんたできるかい、あんたしてみるかいと言ったらですね、だめなんです。ですから、これはですね、なかなか簡単にですね、御理解をいただき、そしてまた元来ボランティアでありますので、なかなか難しい面もあった。しかも、社会構造も就業構造も変わってきた、生活観も人生観も変わってきた。そういう中ですね、特に個人情報の保護であるとか、プライバシーの問題と叫ばれる時代でありますので、御苦勞がですね、大変とうございます。通常ですね、御家庭でありますと、御訪問してもそう普通ですね、対応をしていただけますが、そうでない方もよそにはおられるわけでありまして、勝手に敷居をまたぐなというようなことであります。そういう個人の主張をされる方々が今増えておりまして、それはもう大変な御苦勞だと聞いておりますし、私は冒頭申しましたが、本当によくやっけていただいているなということですよ。

そこで、私は行政でできるお手伝いは精いっぱいいたしますということを会長さんにも申し上げております。その結果がですね、この予算に反映されておるんです。近隣の自治体と、課長はいいましたが、具体的に言いますとですね、八代、水俣、人吉、氷川、津奈木、球磨村、芦北町を取り巻くトップです。断然トップであります。

す。これからもですね、持続的にそういうですね、我々は民生委員さん方と気持ちを一つにしてやっていこう。特に社会福祉協議会との連携は必要でありますし、公民館、区長さん、そして今ですね、警察行政との連携も必要になってまいりました。あるいは保健衛生、あるいは教育委員会、ここです、こういう方々との連携を取りながらしっかりと、我が町ではですね、民生委員の民生というのは人々の生活という意味ですので、これはしっかり見守っていこう、支えていこうということでありますので、その姿勢は今後も一貫して貫いていきたいと思っております。今後も一つ、叱咤激励及び御提案を期待しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 町長、御答弁ありがとうございます。

町長の御答弁を聞けばですね、民生委員さんもですね、喜ぶんじゃないかなって思うわけですね。モチベーションがですね、大事だなと思うわけですね。

それでは、質問3の再質問を行います。建設課長にお尋ねいたします。老朽化した空き家についての町民からの相談はあっているのか。また、あっているとしたら何件くらいの相談があっているのかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

老朽化した空き家については、県道や町道への倒壊の恐れ、隣接地への屋根瓦の落下などの相談がっております。件数としては、平成30年度から令和3年度までで27件の相談がっており、早急に対応が必要な6件については、所有者へ状況を説明し、理解の上、解体されております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

次にですね、年度ごとの相談件数と解体件数をちょっと教えてください。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

平成30年度に6件の相談があり、うち2件は解体されています。平成31年度は8件の相談があり、うち2件が解体され、令和2年度は7件の相談があり、解体はされておられません。令和3年度は6件の相談があり、うち2件が解体されております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） それで、この老朽化した空き家の情報提供や現地調査など、地

域との連携はどのようにしておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

老朽化し危険な空き家については、行政区長または空き家周辺の住民などから情報提供があります。

現地調査については、情報提供者や行政区長とともに立ち会いを行い、空き家状況等の確認をし、対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次に、解体等にですね、かかる町の助成はどうなっていますか、お尋ねいたします。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

管理が不適切な老朽化した危険空き家などの解体を行う所有者などに対して、令和4年度から解体費用の一部を助成する老朽空き家等除却促進事業補助金を創設しております。補助金額は、基礎部分を除く解体工事費の50%で、上限を50万円としております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 空き家という個人所有の問題につきまして、難しいとは思いますが、行政側のスタンスというものをお聞かせください。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

基本的には、空き家の所有者や相続関係者などが、自らの責任により管理を行っていただくことが前提であると考えますが、特に倒壊の危険性が高い空き家については、所有者や相続関係者などに対して、空き家対策の法令等に沿った対応を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

これまで答弁をお聞きしましたが、我が町はですね、この空き家対策につきまして、個別案件にしっかり対応し、前向きに取り組んでおられることがよく分かりました。よその自治体ではですね、目の前に危険家屋があつて住民が困っていることは分かっているが、個人の所有物ということで傍観といいますか、いろい

ろやっではいるのでしようけれども、結果として何年もそのままの状態に放置され、住民の不安が募っているところも多々あると聞き及んでおります。ケースバイケースではありましようけれども、真に危険と判断され、指導・勧告をもってしても解決できない場合はですね、やはり速やかに行政代執行を行い、解体したほうがよいのではないかと思います。これは空き家対策の推進に関する特別措置法に規定されている天下の宝刀なのでございますが、万が一解体費用が回収できなくてもですね、住民の理解は十分に得られるのではないかとと思うわけです。

町長、最後になりますが、この件につきまして一言お願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 特措法の制定につきましては、全国の自治体がやっぱりそれを望んでいたわけでありまして、国会でも論議され、そのような制度ができたわけでありまして。しかし、そこに至る前にですね、我々でしっかりと、事情もいろいろとおありのところもありましようから、丁寧に御相談を申し上げながら解決をしていきたいなと思っております。

この空き家対策が重要なことは、もう先ほど議員がおっしゃいましたので、重複いたしますので申し上げますけれども、しっかりと今、今日的課題として捉えまして取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

これで、私の質問は終わります。

○議長（宮内道則君） 楠原君の質問が終わりました。

次に、寺本修一君。

○12番（寺本修一君） 議長の許可を得ましたので、ただ今より一般質問を行います。

広報あしきたを見てびっくりしました。2月の出生者数1名、死亡者数31名、まさにディスクロス。出生者数を死亡者数が上回ることで、本町の人口減少に歯止めがかからず、芦北町も大変な危機的事態が続いております。

直近の報道によりますと、令和4年の出生者数は全国で速報値80万人を割り込み、79万9,728人となっております。この数値は、町長、私も含め、戦後のベビーブーム、いわゆる団塊の世代の3分の1から4分の1といわれています。この出生数が減少すれば、まさに国の存亡に関わる危機的事態に至ります。社会経済と、これを団塊の世代が高度経済成長の原動力になったことは周知の事実であります。

岸田首相は、この危機的事態を打破するために、異次元の少子化対策、子ども予算倍増をすると明言しました。4月に骨格を示す、6月には骨太方針を打ち出すと

のことです。しかし、中身は未だ不透明であります。本来、教育、少子化対策、つまり子ども・子育て支援、そして外交、防衛、安全保障は、国が対応し、施策を展開すべきであります。

そこで、国の施策は不透明であるがゆえに、本町では竹崎町長の英断で、「すべては時代を担う子どもたちのために」を基本理念として、各種施策を国に先駆けて導入しておられます。少子化対策、つまり子ども・子育て支援については、京都大学のある教授は、1つ、児童手当の拡充、2、教育費の支援、3、保育の充実、長期的には雇用の安定と所得の向上を国が取り組むべきであると指摘されております。

今議会で、町長の施政方針の中で、令和5年度より学校給食の無償化に取り組むとの説明がありました。学校給食については、児童生徒の心身の健全な発達のために、非常に重要な役割を果たすものであると認識しており、本町においても給食センターで日々、安全・安心な給食を提供されていることに感謝申し上げる次第でございます。

この学校給食費の無償化に関しましては、これまで一般質問において取り上げられ、令和3年6月議会では給食費の食材費相当分は保護者が負担すべきものであるとの考えから、無償化に至っておらず、今後の課題にしたいとの答弁がっております。

先般の建設経済文教常任委員会の閉会中の調査で、給食センターを実施いたしましたとき、全委員一致で、将来、給食費の無償化をすべきであると要望・提言をいたしました。

昨年10月21日新聞報道では、宇城市が令和6年度を目途に、市内小学校の給食費を無償化すると発表されました。しかし、私は、守田市長とは厚意にしておりますが、先般、会う機会があり、芦北町は令和5年度から導入実施しますと申し上げたところ、このことに触発されたのか、令和5年夏休み後8月から前倒して実施されるようであります。県下では、3月10日、熊日報道であったとおり、すでに給食費の無償化を実施しているところが市町村で4つ、令和5年度芦北町と一緒に実施するのが6市町村、これに反して給食費を値上げするところが7市町村であります。給食費無償化について、先ほど申し上げましたとおり、本来、国が取り組むべきであるとも考えますが、本町においては国の施策を待つことなく、給食費無償化に取り組むことについて、高く評価するものであります。

一方、この取組には、多大な財政負担を伴うものであり、その点、町長はよく決断されたと感じております。

そこで、まず第1番目に、これまでの本町の子ども・子育て支援の取組について、枚挙にいとまがないと思いますが、お尋ねをいたします。2番目に、給食費無償化

の目的は何か、またその効果をどのように見込んでいるのか。3番目に、無償化事業概要や費用等について、詳細はどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、令和5年度において、給食費無償化に取り組むということですが、急激に進行している、先ほども申し上げましたとおり、少子化対策を踏まえ、移住定住促進とあわせ、子育て支援策の拡充は喫緊の課題と認識しております。

そこで、お尋ねします。4番目に、さらなる子育て支援の検討と、町長のお考えを伺います。

以上、この4点についてお尋ねいたします。再質問は質問席から行います。

○議長（宮内道則君） 寺本修一君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。
竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 寺本修一議員の御質問、①及び②についてお答えをいたします。

本町では、平成17年の合併以降、「すべては次代を担う子どもたちのために」を基本理念といたしまして、18歳までの子ども医療費無償化をはじめ、多岐にわたる事業を展開してまいりました。詳細は、お手元にある御要求がありました資料のとおりであります。

また、子育て施策のほか、児童生徒への学習環境整備に対しましても、エアコン設置やトイレ改修、ICT機器の整備など、一貫して子ども中心の施策を行ってきたところであります。

これまで、給食費の無償化については、議会一般質問においても取り上げられましたが、低所得世帯に対しましては、準要保護就学援助の制度におきまして、給食費を支給しております。現行の方針で対応してきたところであります。

一方、急激な人口減少、少子化の顕在化など、我が国を取り巻く環境は深刻化しております。国においても、社会全体での取組を進めるため、異次元の少子化対策として各種施策の検討を進めているところでありますが、本町においても昨今の物価高や資源高騰による生活への影響、ひとり親世帯の増加などの状況も踏まえまして、国に先駆けて給食費無償化の必要性を認識したところであります。

この給食費無償化によりまして、子育て世帯への直接的な援助と同様の高い効果を生み出し、子育て環境の充実を図り、社会全体で子どもを育てる取組として進めてまいります。

いずれにしましても、教育は国家百年の大計であります。しっかりとした理念のもと、給食費の無償化で充足することなく、今後もさまざまな施策を展開してまいりたいと思います。

次に、④についてお答えをいたします。さらなる子育て支援策についてでございますが、保育料の完全無償化を検討しております。現在、3歳児から5歳児のみ、

保育園の利用料が保育料と副食費に区分化されておりまして、保護者負担となる副食費については、令和元年10月から、御承知のように、町が独自に無償化を行っております。

保育料につきましては、国・県・町の負担によりまして、無償化している中で、課税世帯の0歳児から2歳児のみが負担を求められている状況であります。町では、全ての子育て世帯に対しまして、平等に負担を低減し、子育てしやすい環境整備を進めるために、保育料の完全無償化の早期実現に向け、財源の担保と最終の調整を現在行っておるところであります。

なお、残余の質問につきましては、具体的な内容となりますので、担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） 御質問の③について、お答えをいたします。

まず、給食費無償化事業の対象者と人数ですが、芦北町に住民登録があり、町内の小中学校及び芦北支援学校に就学している児童生徒が、小学生627人、中学生382人の、合計1,009人になり、給食費を無償といたします。

また、空手や相撲など、スポーツの競技力向上を目的として町内に下宿し、町内中学校に通学している者についても無償化の対象としており、1名を見込んでいます。

次に、芦北町に住民登録があり、町外の小中学校などに就学している児童生徒が、小学生5人、中学生10人の、合計15人になり、町外の学校へ就学しているため、学校給食費相当額を給付することとしています。

無償化などにかかる費用につきましては、町内に就学する無償化事業の対象者で4,997万7,000円、スポーツ留学などの対象者で5万5,000円、町外の給付金対象者で78万1,000円になり、合計で5,081万3,000円の費用を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 寺本修一君。

○12番（寺本修一君） 1の質問で、手元に添付資料を配付していただきまして、ありがとうございました。

見てみますと、56、多岐にわたる事業展開に高い評価をし、賞賛の値にあたると思います。全て取り上げますと、これで時間が費やしますので、議員の皆さん方も見ていただきますと、これだけの施策を展開しておるということで感心いたしました。

先ほど、教育課長のほうから事業の概要や費用について説明をいただきましたが、

質問いたします。これによりますと、町外の児童生徒についても検討すると、対象にするということですが、このことについて説明を求めます。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） お答えをいたします。

原則としましては、町内の学校に就学している児童生徒の保護者が無償化の対象でございますが、町外の学校へ就学している児童生徒につきましても、保護者が本町に住所を有し、養育していること、また子どもたちのあらゆる進学を選択を尊重し、子育て支援に全力で取り組む姿勢を感じていただくことで、芦北町への移住定住の促進が期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 寺本修一君。

○12番（寺本修一君） 次に、町外の者につきまして、給付金となるというような説明でございましたが、また学校給食費相当額とはどのように算出するのかお伺いいたします。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） お答えをいたします。

町外の学校については、給食の形態が、給食のほかに学食、弁当など、多岐にわたることから、給付金としております。給付金の学校給食費相当額とは、芦北町の給食費負担額の実績額を上限に実費相当額を給付する予定としております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 寺本修一君。

○12番（寺本修一君） そこで、町外の学校とは、どのような学校が考えられるのか。教育委員会として、何件程度、把握しておられるのか説明を求めます。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） お答えをいたします。

町外の学校は、町外の私立中学校、県立中学校のほか、近隣の球磨村に区域外就学をしている例がございます。現在、教育委員会で把握している令和5年度の町外の学校へ就学予定の児童生徒数は、小学生で5人、中学生で10人です。

なお、予算につきましては、さらに増加することを見込み、小学生8人、中学生13人を計上しております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 寺本修一君。

○12番（寺本修一君） ただ今まで質問いたしました、大変きめ細やかな今回の学校給食無償化であります。大変結構なことだと思います。

そこで、一番問題になります、この財源はどうなっておりますか。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

本町の全ての歳出予算の精査し直しとともに、国県補助をはじめ、歳入予算の組み替えなどを行い、一般財源を捻出し、持続可能な財源確保に努めてまいります。

○議長（宮内道則君） 寺本修一君。

○12番（寺本修一君） 今、企画財政課長から説明いただきましたが、その特定財源は見込めないのかお伺いいたします。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

現在のところ、充当可能な特定財源につきましては見込むことはできませんが、特別交付税の算定に係る調書においては計上が可能でありますので、当該調書を通じ、特別交付税にて措置されるよう要望してまいります。

○議長（宮内道則君） 寺本修一君。

○12番（寺本修一君） 給食費の無償化、並びに先ほどから町長の方から、さらなる子ども支援策で保育料の完全無償化もするというものでありますので、財源の恒久的・安定的な確保については、最後にお伺いをいたしたいと思っております。

そこで、4番目のさらなる子育て支援策で、今申し上げましたように、保育料の0歳児から2歳児のみが負担がございましたのを、これを完全無償化するというのでございますが、この完全無償化の実現は具体的にはいつからを考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 現在、令和6年度からの実現に向けて取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（宮内道則君） 寺本修一君。

○12番（寺本修一君） 学校給食の無償化、それから保育料の完全無償化ということで、先ほども申し上げましたように、本来、国がすべきことを、竹崎町長、先駆けて実施されるわけで、大変結構なことだろうと思っております。

そこで、最後の財源問題に移ります前に、この保育料の完全無償化を行った場合、新たな町の負担は如何ほどになりますでしょうか。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 令和5年度予算計上ベースで試算いたしますと、約2,000万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（宮内道則君） 寺本修一君。

○12番（寺本修一君） 保育料の完全無償化で約2,000万円、給食費の無償化で5,081万円、合計7,000万円強の多額の財政負担が伴ってくるわけでございます。

他町では、先ほど言いましたように、すでに実施している4町村におきましては、または計画しているところも含めまして、財源を地方再生臨時交付金、俗にいうコロナ対策交付金を充当しているところが多いようでございますが、これは極めて不安定であり、給食費並びに保育料の完全無償化が一過性となりかねません。

そこで、恒久的・安定的な財源確保が課題となります。先ほど、企画財政課長の答弁で、財源については全ての歳出予算を精査し直すとともに、国県補助をはじめ、歳入予算の組み替えなどを行い、一般財源を捻出し、持続可能な財源確保に努めてまいりますとありました。私も同感であります。

ふるさと指定納税もありますが、これもある面では不安定でありますので、事業並びに補助金などを見直してはどうかと思います。1つの例として、町民からよく聞く話でございますが、大変言いにくいところもありますが、職員の通勤手当で、町外在住者の見直しをしてはどうかと。職員の皆さん方は、対象者の方は事情があって町外に在住しておられることは理解いたしますが、本町は先ほどから申し上げておりますように、移住定住を促進する町として、これに逆行するんじゃないのか。また、令和2年7月豪雨もありましたが、災害発生時、町外に在住しておれば、これも対応が速やかにできないのではないかという町民の声があります。氷川町では、すでにこの職員の通勤手当につきましては、見直しを実施されておるところでございます。

また、私も老人の一人ですが、老人無料入浴券は決算時、多額の不用額が見受けられます。これは高齢化に伴いまして、寝たきり、あるいは施設入所者等が増え、利用したくてもされない対象者が出てきているというのもあると思います。楽しみにしておられる方もおられますので、全廃せよとは申しませんが、このことも見直しをされてはいかがかと思います。ほかに精査すればまだ見直す点はたくさんあると思います。

そこで、町長にお伺いいたします。恒久的安定財源の確保について、例を踏まえ申し上げましたが、町長の御見解を伺います。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えをいたします。

御指摘のように、これに踏み切るには財源の担保が最も重要だったわけでありま

す。どこの自治体も踏み切っていないところはまさにそこにあるわけでありまして、これまで先進例といたしまして、実施しているところ、私も直接その役場にも行きました。首長とも話をそれぞれやりましたが、これまでの傾向として、人口が少ないところ、失礼な言い方になるかもしれませんが、そういうところは実施に踏み切るのにですね、そう決断力を要したわけではないというふうに思いました。拠出額がですね、少なくて済みます。財政規模もありますので、パーセンテージから言うと、単純にその人口だけで比較はできませんが、実施しているところは人口が少ないところ、2,000、3,000、多くても5,000人というところで、1万を超えるところ、特に芦北町は県内の31町村の中で人口規模では現在6番目ぐらいだと思います、多いほうからですね。この規模になりますとですね、なかなか無理なんです。

そこで、財源をどう担保するか、副町長とも、教育長とも、財政担当、何度も協議をしました。数年はやってみせましょうと、しかしそれから先は相当のやはり行政改革なり、財政の見直しをしなければいけないということでありました。こういうのが例えになるか分かりませんが、山本五十六が日米開戦に踏み切ったとき、半年は戦っていません。あとは外交努力で解決しようということでありましたが、財政当局もですね、2年ぐらいなら何とかやれるだろうと、しかしそれから先は相当の改革をしなければいけないということ。それで時間を要したわけですが、見通しが立ったと、やれそうですということでありましたので、やれそうじゃなくて、やるんだということですね、決断をしたところでもあります。持続可能な制度として、これを定着させなければいけないということでもありますので、条例化もいたします。条例化いたしますと、これは町の法律として、しっかりとその執行責任が出てくるわけでもありますので、そのような経緯でありました。

それと、具体的にですね、制度の見直し等の御提案もありました。実はもう全てを見直します。冒頭申しましたように、社会全体でこれを子どもたちを育てていくんだということの意義からしますと、町だけでは駄目でありますので、町民の方々も協力してもらわなきゃいかん、理解していただかないといかん。そして、各種団体、組織、ここもですね、協力してもらわないと、これは持続可能にならないわけでもありますので、社会全体というのは役場だけじゃない、行政だけじゃない、みんなですよということでもありますので、聖域を設けずに切り込んでいきたいというふうに考えております。そういう覚悟で踏み切った次第でありますので、ひとつ今後ともいろいろと御提言をいただければ幸いです。

○議長（宮内道則君） 寺本修一君。

○12番（寺本修一君） ありがとうございます。

今、町長も申されましたように、このすべては次代を担う子どもたちのために、社会全体で子ども・子育て支援をしていこうということで、それはその今、町長の答弁にもありましたように、役場だけではない、町民も骨身を削る思いでこのことを、何といたしても7,000万、新たな財源が必要となってきますので、是非町長が言われましたように、これは持続可能的に給食の完全無償化、来年度から取り組まれるという保育料の完全無償化の実現に向けましてですね、是非取り組んでいただければと思います。

今日、テレビを見ておりましたら、東日本大震災で被害を受けました宮城県の女川町、ほかのところは仙台市を除けば、全部人口が減少しておるわけですが、女川町は増えているわけで、なぜかということでNHKが分析しましたところ、その町のスローガンがですね、私もその中に入るわけですが、還暦を過ぎた老人は口を出さな、全てまちづくりは若者に任せろということで、全国各地からですね、特に女性はそこに移住してきて、人口が増えとるということで、おおっと思ったわけですが、その還暦を過ぎた老人に口を出さなきゃなくてですね、老若男女、手を力を合わせて、この危機的、町の人口減少をですね、歯止めをかけるように、それぞれの立場で努力が必要だろうと。1人の意見でこういうのが実現できるものではありません。みんなの力が集まって、このことが実現できたわけですので、そのことを踏まえて、ひとつさらなる頑張りをしていただいて、最後にもう一度、町長の力強い、ひとつ御見解をお伺いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 社会は、老・壮・青で成り立っています。このピラミッド型ですね。これで今、逆ピラミッドになっておるということで、危機的状況にあります。出生数が80万人を切ったというのはですね、これはもう大変なことなんですね。ところが、ようやく国がこれに正面から向き合うようになった。それまではですね、まあそうでなかったと思っています。それはもう国の人も認めとるんです。そして、今この時点になったら大慌てであります。各種制度を見直しつつあります。設けつつあります。岸田総理も異次元の改革と言いましたが、普通の現金ばらまきの政策を発表した。これは異次元かということ、同次元のやり方でありまして、言葉と実際が違うんですね。でも、我が町は今踏み込んだのはですね、異次元に近いんです。それはもう我が身を削っていくわけでありまして、むしろそういうことで国がしないなら、町がやるよと。その代わり、国もそういう地方の動きをしっかりと見て、そして新たな政策を立ててくれということになります。高齢者もまだまだ頑張らにやいかんとです。老・壮・青で成り立つとるシャバでありますから、若い者だけで世の中は成り立ちません。問題は、心のもち方でありますので。

以上で、答弁に代えさせていただきます。

○議長（宮内道則君） 寺本修一君。

○12番（寺本修一君） まさしく、町長のおっしゃるとおり、社会は老・壮・青・婦で成り立つとるわけですので、一つに偏っても物事は前に進まないと思いますので、是非一つ今後も、すべては次代を担う子どもたちのためにを基本理念として、今まで展開してまいりました施策につきましては、高く評価し、さらなる新たな施策の展開、あるいは財源確保に向けて取り組まれんことをお願い申し上げます。

私は、6月の国の骨太方針、今、町長がまだ異次元にはなっていないという話でしたが、6月の骨太方針では、この給食費あるいは保育料の無償化等についても、何らかの、全額とはいかんでしょうけども、国も措置を考えてほしいなという期待をもっておりますので、そういう方向になることを期待申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮内道則君） 寺本修一君の質問が終わりました。

ここで、午前中の部を終了いたしまして、午後1時より再開いたします。よろしくお願いたします。

-----○-----
休憩 午前 11時38分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（宮内道則君） 定刻になりましたので、午前中に引き続き、会議を開きます。

川尻君。お願いたします。

○11番（川尻成美君） それでは、午後からの質問になりますが、しばらく御清聴ください。

今回、私はデジタル化及びICTの取組について、町の考えを聞くため、2つの問題について質問をいたします。第1はデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの取組について、第2はICTを活用した防災力の向上についてであります。

近年、急速に進化し続けている情報通信システム化は、現代社会において避けて通ることのできない大きな課題であります。本町では、町民の利便性向上を目的とし、持続可能な行政サービスの提供及びデジタル化社会の実現に向けて、デジタルトランスフォーメーション、DXを推進するため、令和4年6月に芦北町デジタル推進本部を設置されております。

そこで、質問の第1は、DXの取組についてであります。県内各自治体において、

D X推進に向けて連携してシステム構築を協議していると聞いております。質問の1点は、現在、D Xに関する取組状況はどのようになっているのか、1点目の質問であります。2点目は、今後、D Xに関する取組をどのように展開していく考えなのか、2点目の質問であります。

第2の質問は、I C Tを活用した防災力の向上についてであります。令和2年7月豪雨により、未曾有の災害が発生した本町では、関係機関と連携し、災害の復旧・復興事業に全力で取り組んでおられ、各事業の成果が本町各地で現れているようです。また、各地における防災意識も高まっており、防災面での情報通信技術I C Tの活用は、今後、防災力の向上に必要不可欠であると考えます。

質問の1点は、現在、町内における各地域の防災力向上のため、どのような取組を行っておられるのか質問をいたします。2点は、今後、本町全体の防災力のさらなる向上を高めるため、情報通信技術I C Tの活用をどのように考えておられるのか、2点目の質問であります。

今回は、D X、I C Tというシステムの活用は、正しく活用し、展開していくことが不可欠であります。議会として、また議員としても、今後活用していく課題であることも申し上げ、登壇しての1回目の質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の質問の主題1についてお答えいたします。

D Xにつきましては、国や県の動向も踏まえまして、令和4年6月に、私を本部長とするデジタル化推進本部を設置いたしました。8月には、芦北町D X推進方針を策定し、取組を進めているところであります。D X推進には、人材育成が重要となりますので、まずは職員のI Tスキルを向上させる取組を進め、職員自らがデジタルを用いて、地域課題の解決や行政サービスの改善・改革につなげていくということを期待をいたしておるところであります。

なお、詳細及び残余の質問については、担当課長より答弁をいたします。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 質問の主題1の①についてお答えいたします。

国においては、令和2年12月に自治体D X推進計画が発表をされました。また、令和4年6月ですけれども、デジタル田園都市国家構想基本方針が閣議決定をされまして、具体の政策など定められたところがございます。これを受けまして、6月21日に町長を本部長とし、幹部職員などで構成するデジタル化推進本部を設置し、8月に推進方針を策定しております。

人材育成面におきましては、職員によりますワーキングチームを組成をいたしま

して、8月から半年間、外部人材の協力を得て、デジタルツール活用による課題解決型の研修を行っております。10月には、幹部職員を対象に、プログラミングスクール代表による「DXの基礎と必要性について」ということで講演をいただいております。2月には、第2回推進本部を開催いたしまして、研修や取組内容の報告を行ったところでございます。このほか、八代市が主催しますDX人材育成講座に職員5名を派遣し、プログラミング技術の習得機会を作っております。

機器や環境の整備に関してでございますけれども、コンビニ収納システムや申請管理システムの導入、出張所におけるテレビ電話システムの導入、テレワーク環境の整備、アプリ開発ツールや庶務管理システム導入など、類似にわたり行っているところでございます。

次に、②の御質問についてですけれども、今後の取組といたしましては、推進方針に沿って進捗を図ってまいりますけれども、1つ目に外部人材の協力を得ながら、課題解決型研修による人材育成を継続するという、また各所属においてですね、デジタルによる業務改善の取組を進めてまいります。

2つ目に、住民の利便性向上を図るため、マイナンバーカードを利用した行政手続きのオンライン化、自治体情報システムの標準化と共通化、これを進めてまいります。また、本町の独自の取組として、公式ラインでの手続きの強化でありますとか、コンビニ等での証明書発行に向けた環境整備、あとキャッシュレス決済の導入などですね、進めてまいります。

3つ目ですけれども、行政の効率化として、AIを用いた機器の活用による業務改善などに取り組んでまいります。

次に、主題2の①についてお答えをいたします。地域における地域防災力向上の取組につきましては、危機管理防災室を中心に自主防災会や行政区などにアプローチを行っております。内容は、地域防災力を高めるための防災講話や避難訓練、自主防災組織設立に向けたアドバイスや、ハザードマップを用いた津波浸水想定説明なども行っております。また、令和2年7月豪雨災害において孤立した集落に対しましては、防災機能強化備品倉庫や屋外拡声子局の設置を行っております。令和4年度には小規模な物資拠点とするため、各地域の主要避難所に防災倉庫を設置するとともに、逃げ遅れゼロを目指す取組として、地域防災力強化支援事業補助金を創設し、公民館など、身近で安全な施設を自主避難所として開設する場合に必要な資機材の整備などを促進しているところでございます。また、防災士資格取得の補助も創設をいたしまして、地域における防災リーダー育成を図っております。

次に、②の質問についてお答えをいたします。防災力を高めるため、デジタル技術の活用は有用と考えております。情報発信の重層化を図るということで、防災行

政無線での発信のほか、公式ラインから発信を行っております。また、八代市、氷川町と構成する定住自立圏事業において、マイタイムラインをデジタルで作成し、スマートフォンに避難タイミングプッシュ型通知を可能とするですね、デジタル避難スイッチの実証実験、あるいは河川の水位情報をリアルタイムで収集し、降雨状況に基づき水位予測を行うAI河川カメラの実証実験などにも取り組んだところでございます。

令和5年度におきましては、本町の主要避難所、5カ所になりますけれども、そこへ避難される方を対象にですね、入退所をデジタルで管理をし、避難者の入退所の状況、利用者数の自動集計、空き情報の提供などにも取り組む実証を行うこととしてございます。

いずれにいたしましても、全国各地でさまざま取り組まれておりますので、参考にしながら今後の取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） それでは、DX関係からいきたいと思いますけれども。

○議長（宮内道則君） 川尻君、マスクはどうぞとってください。

○11番（川尻成美君） 人材育成が一番基本だということで、立ち上げから人材育成関係で勉強をしておるということでございますけれども、これはもう世界中がネットワークで結ばれている状況の中ですね、いかに有効に活用するかということがいわれると思います。これが連携という形でですね、やらなければ意味がないような形がありますけれども、総務課部局の中で、本部長を町長としてスタッフおられると思いますが、何名、総務課の中でおられるのか、総務課以外からこの推進会議にやられているのか、その具体的な勉強のほうをお聞かせいただければと思います。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

推進本部につきましては、町長を本部長、副町長を副本部長としまして、各課長、所属の長をですね、メンバーとしております。また、熊本県からですね、アドバイザーということでデジタル推進課から参画をですね、いただいているところでございます。

先ほど研修のことを申し上げましたけれども、これにつきましてはワーキングチームというのを組成をいたしまして、半年間ですね、研修をしたわけですが、これは各課から出していただいて、そのメンバーで構成してですね、それでだいたい4班から5班編成をしまして、お互いの業務の課題とかを出し合って、それをデジタルを使ってどう解決していくかというようなテーマで研修を、外部人材も入れ

ながらですね、研修を重ねていったということでございまして、ワーキングだけでも16名とか18名とかだったというふうに思います。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） 具体的には、非常に多岐にわたることかなというふうに思いますので、こうすべきかどうすべきかは、ちょっと私も判断がつかないわけですが、まだ一緒に勉強をしていくということで、要するに今後の、第2問のほうに入りますけども、どういうふうな推移になっていくのかなというふうにあるんですけども、このデジタル化のほうは、DXのほうは今後どう進捗していくのかというのがちょっとあんまりはっきりわからないような感じがしますが、どういう推移として、行政としての役目はなっていくと思いますか。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 9月に策定をしましたDX推進方針の概要を説明をさせていただきたいと思いますが、住民の利便性向上を目的として、持続可能な行政サービスの提供、デジタル社会の実現に向けた自治体DXを全庁的に推進するという目的で推進本部を設置をいたしております。

基本方針として3つの大綱を定めておまして、1つは社会課題の解決と新たな価値の創造であります。それは、やはり各所属におけるBPR、これは業務改善といいますが、業務改善の取組をデジタルを使って考えていくということ。それと、地域社会にどうデジタル化の普及をしていくかということ、地域住民のDXとか、事業者のDX、それが1つ。

それと、いろんな行政が持っているデータがありますので、それにいろんな方がタッチできるような環境を整えるということが1つ目です。2つ目に、住民の利便性向上、これは国の重点化の施策でもありますけれども、やはりマイナンバーカードの普及促進、それと2つ目に自治体情報のシステムの標準化と共通化ですね。マイナンバーでいろんな情報にタッチができる、そういう統一した共通化した標準化したシステムを作っていくというのが1つ。それと、行政手続きをですね、紙によることなくオンラインでできるようにする、そういう環境を全国作っていくというのが2つ目の大きな住民の利便性向上ということになります。それと、3つ目ですけれども、これは行政の効率化であります。今、AIとかですね、RPAやロボットですけども、それを利用することでですね、今現在、紙ベースで行っているもの、あるいは一つ一つパソコンとかですね、そういったものでやっていたものを機械できるものは機械に任せていくというふうな流れが1つですね。あとは、いろんな働き方としてテレワークの推進、それと当然それを実施する上でのセキュリティ対策の強化というような、今、基本方針を申し上げましたけれども、3つの柱で

構成していきたいというふうに思っております。

行政のオンライン化などにつきましてははですね、令和7年からの本格稼働に向けてですね、全国の自治体で取り組まれているところがございます、あと地域が持っている課題といいますのは、どうしても地域で違ってまいりますので、そこはしっかり地域の職員とかですね、住民の方に解決できるようにですね、しっかりとDXを進めていくというふうな流れでございます。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） 今後、具体的には、令和7年ぐらいにですね、行政の方も稼働のあれがみられるというふうに理解をします。

そこで、町長も、この施政方針の中で掲げてありましたけども、中小企業へのDX化への補助とか、ちゃんと具体的に書いてありますけども、これについてはどういう形の申請とか要件があると思いますけども、この点はどういう、具体的には事業でしょうか。商工観光課かな。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

商工観光課としましては、町内の商工業者に対して、この前行いましたキャッシュレス化であったり、そして販路拡大のためにいろいろな機械、DX化を申請した場合に、それによって、その金額の何パーセントかを助成していくというものでございます。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） これはいろんな、例えば、まちだよりとかで啓発されとるとかなど、こういうのがありますよというのはしてあると思うんですけども、なかなか具体的に、もうちょっとアピールしてもらえればなど。どうせ行政は着々と人材教育にしる、内部のDX化に取り組んでいくんですけども、それが地域、企業、また高齢者あたりとスムーズに交流、そしてそれをしていかないと、これが有効な活用ができないというふうに、これが一番大事なことというふうに思いますので、その点の取組方というのはどちらか答えてもらえませんか。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 外形的になりますけれども、話をしたいと思います。今現在、地域おこし企業人が役場のほうにおりまして、その方に指導いただく形で職員研修というのは進めております。また、当方でも新たなIT企業に委託をする形です、そういう人材育成を進めていくところです。今後、例えば今おっしゃった高齢者の方に対するプログラミング教室とかですね、あるいは中高生とか、小学生まで含めたところのプログラミング教室とか、そういったのは今後の活動の案とし

でも入ってございますので、そういう形で自分の課題を自分で解決できるような、そういうアプリ開発ツールとかですね、いろんな無料のツールもございますので、そういったものを使って身近なところで改革を進めていく。そういうプログラムの実施というのはですね、今後展開をしてまいりたいと思っております。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） よく聞くのが、活発に地域づくりとか、公民館活動をやっておられるところはですね、こういうシステムの中で、やっぱり教えてもらえる人がですね、おれば非常にいいがなという声を聞くんですよ。だから、それは今後の課題の大きなことだと思うんですね。やってますので来てくれるはもうするんですけども、まだしてない地域の方もいると思うんですね。これをどうするか。区長さん、公民館長さん方にちゃんと伝えて、そういうことを活発に地域でやっていくということを、一つの課題として今後やっていく必要があると思うんですけども、総務課長、いかがですか。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 御指摘の点はですね、ごもっともだというふうに思っております。我々もどう進めていくかというところはですね、現在も議論を進めているところでございます。このDXとかですね、この取組というのは、例えば2年、3年で完結する取組ではございませんので、やはり息の長い取組でありますので、やはり人材育成を多くやっていく中で、その人材育成をした方がですね、やはり地域に帰って、そういうプログラミング教室とかをしていただくようなことも必要かと思っておりますので、今後その点もしっかり視点の中においてですね、取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） 今、そういうことであれば、一つの行政の中の組織としても、このDXとかICTという部門の中では、1係必要になってくるんじゃないかなというふうに考えておりますが、町長の見解はいかがですか。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これにつきましてはですね、このDXに対する取組は、県下の自治体でも、芦北町は先行しておるといった評価をいただいております。ただ今までの御提言とかございました。とてもですね、同時並行的に進めていくことになるかと思っておりますので、やるからにはですね、やはり他のモデルとなるような取組をしっかりやってまいりたいと思っております。

私も、もうキャッシュレス化の時代に入っておりますので、盛んにチャレンジをしております。これやりますと結構ショッピングについても利便性があります

し、いろんなポイントも付与されまして、消費活動がですね、拡大されまして、地域経済にもたらす効果は大きいものがあると思います。皆さんもうほとんどキャッシュレス化されておるとは思いますけれども、中国なんかはもう地方の農村に行ってもですね、高齢者の方がやられる。観光推進をやるのに外国人が来られますが、もうほとんどキャッシュレスなんですね。ですから、これを受け入れる機器を持ってないと対応できないということもありますので、これはもう急ぎ進めていかなければいけないことだと思います。

議会においても、またDX化がですね、大いに今後期待されるところであります。それでワーキングチーム、第2回目ですね、この推進会議のときに、本町で結成しておりますワーキングチーム、事例がありまして、例えばですね、有害鳥獣駆除について、これまでとは違った切り口から、このDXに則ったやり方で報告がありまして、非常に私も注目をいたしました。そのほかのワーキングチームも、それぞれ課が抱える課題、あるいは町が抱える課題をですね、相当、勤務が終わってから取り組むわけですので、相当努力をしていますよ。これは汗を流し取り組んでおるところで、その成果に大いに期待しております。そして、それを実現化して、議会にお諮りして、そして共に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） 大変な時代になっておりますので、これがちょっと間違うとですね、大きな漏洩したりとか、そういう危ないこともありますので、その点は非常にやっぱり管理面とかですね、要するにキャッシュレスもですけども、ペーパーレス化がもうなくなってしまふ。保存したデータの管理が一番大事かというふうに思います。言わずとも分かっておられると思いますので、その点は非常に大事ななというふうに思います。

そして、サテライト計石と田浦がありますけれども、この業種の方々に対しても、このDX化の人材育成の中でやっていくというような形で、先ほどの答弁にもありましたですけども、午前中ですね。この方々を活用というか、してもらうことは非常にいいことだと思いますけども、今後進めていくために、どういう形で進めていけるわけですかね。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜辰信君） お答えします。

今、IT企業が9社、こちらのほうに進出してきております。HALOグループというグループを作っておられまして、そこを中心にいろんな委託を今しているところでございます。IT企業9社おりますが、中身の仕事の内容がほとんど違います。いろんな分野で仕事をされておられまして、若い人たち、20代、30代のその

方たちの頭脳をお借りしながら、芦北町の今やらなきやいけない課題解決に向けて取り組んでいくところでございます。非常に芦北町とタッグを組んで、親身になって考えていただいております。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） 期待するところでございます。

それと、高齢者のほうも、今、触れましたけども、高齢者の方々へのeスポーツと、ほかの推進も始めるということでもありますけども、どういう始め方をされるんですかね。高齢者等の募集とか、そういう会議の仕方、進めの仕方とか。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

今、サテライトオフィス計石と田浦がございます。計石のほうはもうほとんど埋まってしまったんですが、田浦のですね、今考えておりますのは、議場を使ってeスポーツ、そういった教室をまず作ろうかと。その前にですね、機材やそれに要する機具類を我々のほうで揃えて、これは幼児からお年寄り、若しくは体の不自由な方までできるようなものを抜粋しながら、準備を進めていきたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） 本当多種によってですね、各部署、協力し合っていかなければいけないのかなというふうに、非常に今痛感しておりますけども、西日本新聞でしたか、デジタル推進委員というのができるとようですね。御存じですかね、国が進めた。いろいろ分からないことがあったら、デジタル委員に相談しようという記事が載ってたんですけども、それに募集をかけているというんですけども、芦北にはこういう人がおられるんですかね。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） おっしゃるデジタル推進委員というのは、どこの制度かですね、ちょっと把握はできませんけど、私は把握しておりませんが、困ったときには基本、企業の方とのつながりもございますし、また県のほうもございまして、その都度、問題解決を図っているところでございます。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） それでは、次に防災力の向上という形で、ICTに特化してですね、防災力というのを今度は質問で上げたんですけども、ICTといいますと、もうほとんどがICTになりますよね、電子器具なんかは。これはコミュニケーションですので、コミュニケーションをいかに活用してやるかというのが、このICTと私は理解しているんですけども、私どももやっぱりデジタルから変えまして、

今アナログからデジタル化に変えてですね、ラインとかでいろいろやっています。これもICTの一つだというふうに思いますけども、いろんな仕組みがあるようですね、ICTの活用の事例というのは、教育分野でもあるし、企業分野でもあるということで、今回、防災力という形で質問しとるんですけども、この防災力の向上に対して、このICTを活用するということであれば、一番具体的にどんなコミュニケーションという形ですね、例えば消防団員の中での連絡、そして自主防災組織、区長、そういう形との連携というのを、さらにこのICT化しなければいけないと思いますが、総務課長のほうの防災のほうの関係でお答えいただきたいと思っています。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

今、消防団との連携というお話をされましたけれども、例えば災害の警戒のとき、あるいは実際に災害が起こったときですね、消防団のほうに現地に行っていただくことというのは多々ございます。そこで、消防団の団員の方からですね、現地の写真を撮ったものをですね、我々のラインで共有しているグループがありますので、そちらのほうに持ってきていただいて、それをうちの災害対策本部の中ですね、共有していくという仕組みはもうすでに作っております。これは消防署と、あとは建設業組合とかですね、そういったところと組成をしているところでございます。

今後はですね、やはりその情報を写真を得るだけではなくてですね、やっぱりAIとか、そういったものを作りながらですね、もうマッピングをしていくとか、そういう形で地図上に落としていけるようなですね、そこまで持っていけるようなデジタル化といいますか、変革を図っていききたいなということで、今後の取組課題としてはですね、考えているところでございます。

いろいろシステムは構築をですね、されてまいりますので、今あるものが当然全てではないわけでありまして、今後いろんなソフトウェアの開発とかも進んでまいりますので、そのへんは柔軟に我々が対応できる場所は取っていききたいなと思っております。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） いわゆるこの防災力の強化ということになれば、何が一番かなというのは、やっぱり自主防災組織とか、地域との連携というのが一番の災害の頻度が一番最低でですね、収まるようなことというのは、早く伝え避難されるとか、そういう連携が必要になってくると思うので、避難場所等も言われましたけども、やっぱりデジタル化を設置している公民館もありますし、今後そういう形の器具の設置とかも必要になってくるんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） そのデジタル化できるところはですね、機械に任せるところは、当然機械に任せていくというのは基本姿勢なんですけれども、やはり人でないと対応できないところは当然あるわけでありますので、やっぱり災害から逃げ遅れゼロを目指す取組を進めておりますけれども、やはりいろんなそういうシステム化とかを進めてもですね、やっぱり最後は人の判断によるところが大きいわけですので、そこはしっかりですね、機械にだけ頼ることではなくて、しっかり我々も現地のほうに足を運んでですね、地域の方とそういう災害対応とかですね、警戒活動に対する認識の共有を図っていくということが、やはり最も重要だろうというふうに思いますので、今後もしっかり進めてまいりたいと思います。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） 県の事業で、もう御存じだと思いますけども、地域の縁側というのがありまして、今年度からこのICTの活用の防災拠点に向け、体制づくりを強化するというようなことが新聞に載っていたんですけども、これは県の事業ですので、町でどうのこうのとは言えませんが、この縁側というのを町で活用している事例はあるんですかね。僕はあると聞いたんですけど。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 今、議員さんが言われましたとおり、この縁側につきましては県のほうから申請がありましたら、直接、団体のほうに出向きまして、状況を聞きながら登録している状況でございます。現在、本町においては8団体くらいあるかと思います。自治公民館でいいますと、計石地区のサロン活動とかありますけども、その他はほぼ法人、障害者施設とか、高齢者施設とか、そういった法人の方々がされている部分がございます。この頃新しく出来たところになりますと、コミュニティセンター横のピッコロというのが、今、喫茶店とハーブ園をされてますけども、ああいったところも縁側として登録されている状況です。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） やはり民間の団体とかが活用するのが、やっぱりあれですかね、申請とかもいろいろありますしですね。非常に何か良いシステムのような感じが、新聞報道では見受けられたものですから、町で推進ができればですね、そういう手を挙げるように、何か誘導してもらえればなというふうに考えたものですから、こういう質問になったわけですけども、何はともあれ、今後こういう世界になります。要するに、交流という形でですね、コミュニケーションが図られて初めて、いろんな解決がスピーディーにいくということの基本を考えていくときには、広くやっぱりこのシステムに対して理解を、町民自体が考えていかなければいけないとい

うふうに思いますので、若い子どもたちはもうみんなすぐ使うことができますけども、なかなかやっぱりもう50、60代以上の方になりますと、普及するのが難しいような感じがいたしますので、その点をしっかり理解されて、今後、行政の役目としてつなげていただければなというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 前段の御質問とですね、また後段の防災関係、被るところもございますけれども、いずれにしましても、このIT、ICTあるいはAI、DX推進というのは、簡単・便利でもってですね、また成果を上げていくとか、安全・安心を確保していくとかですね、そういうのが目的になるわけでありましたが、最終的には人の判断、決断によって、その方向は決まっていくわけですけども、国も海外に比べてですね、少し遅れてのスタートでありました。そういうことで、私どもも国・県と歩調を合わせながら進めてまいりたいというふうに思っております。

そこでですね、私もeスポーツを経験してみました。ゲーム性の高いやつであります。机上でいろんなバトルをするのもあります。子どもたちが喜ぶ。商工観光課長が申しましたようにですね、例えばゴルフをなさる方、あるいはテニス、卓球もそうです。野球もそうですが、メタバースでゴーグルをつけてやると体も動くわけですね。非常に健康にもよろしい。高齢の方々にも向いてます。また、障害をもつ方々もですね、これもこのメタバースの世界では自由に振舞うことができるわけですので、自分を置き換えていろんなことをやる。これはもう身体面でも心の面でもですね、非常に効果がある。ちなみに、私はeスポーツを経験するのにですね、担当課が僕に当てがったのは、何とプロボクサーを当てがっています。屈強な男がこんな構えましてね、5、6発でのばしましたけどね。それから、大変興味がわいて、またやりたいという言ったわけですけども、非常にこれはこれから変わった形でやるんだなど。もうこれをですね、県下でそのeスポーツのメッカを目指していけということで、もう担当課には指示をしておりますので、議員さん方も是非ですね、ひとつ空手もありますので、チャレンジしていただきますとね、大変面白いと思いますので、これはもう熊本県でですね、もうすでに取り組んでおるところがありますけど、全部そういうところは偵察を入れております。そして、そのレベルとか規模とか、目指すものをですね、こちらにも吸収し学んで、それを越えるやつをやっていこうということであります。

そして、災害関係につきましてはですね、今でもやっとなる部分があるわけですが、令和2年7月豪雨災害を経験いたしまして、その後、災害対策本部をつくりまして、大型スクリーンの中にですね、もう現場、リアルタイムで被害状況が伝わってまいります。そこで、こちらから現場に行く前に状況が把握できます。その間の応急的

な指示ができるわけで、これはもう静止画像でも動画でも全部出てまいります。そういうもう体制も作り上げておまして、これからそれをさらに進化させていかなければいけないと思っておりますし、また地域との連携ですね、自主防災、消防、警察、そういったところとも連携をこのDXというですね、大きな枠組み中で取り組んでいきたい。そして、よってもってですね、国土強靱化・郷土強靱化を図ってまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） 坂本議員のeスポーツが3題目にありましたので、私もこれくらいにしておきたいと思っておりますけども、いわゆるこの情報化社会、DXは、避けて通れない大きな、出遅れをできない、私ども一個人としても大きな課題になろうかと思っておりますので、ともに頑張らなければというふうに思います。1回目の質問の中で、議会も議員もやっぱりこういう議会の効率化の中で、やっぱり対応しなければいけないというふうに言いましたように、議長の配慮もあろうかと思っておりますけども、こういう取組もしていきたいなという、議会としてもですね、思っております。それでは、時間残しましたけども、終わりたいと思います。

○議長（宮内道則君） 川尻君の質問が終わりました。

次に、坂本君。

○5番（坂本 登君） 皆さん、こんにち。坂本登です。

議長の許可のもと、大枠で3項目について、質問並びに提案をさせていただきます。

第1に、小学校・中学校の教育費負担の軽減についてお聞きいたします。

①令和5年度から小学校・中学校の給食費を完全無償化する条例が上程されました。私自身、この問題について、何度も定例会及び常任委員会で提案させていただきました。町長の英断されるに至ったきっかけをお聞かせください。

②憲法第26条第2項に、義務教育はこれを無償とすると最高法規の憲法に定められております。芦北町で憲法第26条の理念の実現に向けて、小学校・中学校の教育に関わる教材費など、義務教育に関わる費用負担の軽減を図る考えはありますか、お答えください。

2番目に、タクシー及び運転代行業者の支援についてお聞きいたします。芦北町内のタクシー及び運転代行が不足しているとの町民の声があります。町民や飲食店にとって、飲酒運転の防止にもつながる大切な交通インフラであり、飲食店の活性化と絡めて支援する考えはありますか、お答えください。

3番目に、eスポーツの活用及びメタバースの可能性についてお聞きします。

①令和5年度施政方針と予算大綱で説明のあったeスポーツの活用を具体的にど

のように考えておられますか。また、最近注目されているメタバース、インターネット上の3次元の仮想空間を将来に向けて活用する考えはありませんか。

以上、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮内道則君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

質問の主題1の①につきましては、寺本修一議員の答弁で申しあげましたことと少々重複をいたしますが、コロナ禍や社会情勢による物価高などによりまして、子どもを育てる環境がより厳しさを増したことで、社会全体で子どもを育てる必要が高まったと判断をいたしまして、給食費完全無償化へ大きく舵を切ったところであります。午前中の答弁でも申しあげましたが、これからは社会全体で子どもを育てるんだという考えのもと、施策を進めております。

続きまして、質問の主題3についてお答えをいたします。これも川尻議員の御質問、そしてまた答弁と重複をいたしますけれども、eスポーツにつきましては、国際的な成長分野であると認識をしております。町内におけるDX推進の足掛かりとして取り組んでまいります。

メタバースにつきましては、将来的にはさまざまな可能性があるかと認識をしておりますとございます。

なお、具体的な内容及び残余の質問につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） 質問の主題1の②について、お答えをいたします。

憲法の規定では、義務教育はこれを無償とするがありますが、この無償の範囲については、明確な基準が示されておりません。しかし、義務教育の無償とは、最高裁の判例に、授業料が無償であると示されておりまして、また教科書につきましては義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律により無償となることから、授業料及び教科書代以外の就学にかかる経費は保護者の負担としておるところです。

なお、低所得世帯に対しましては、準要保護制度により支援を行っておりまして、今後も現在の対応を継続していくことと考えております。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 質問主題2についてお答えします。

町では、コロナ対策として、タクシー等の利用を促進するため、令和3年11月から4年3月にかけて、タクシーと飲食店が連携したクーポン事業を153万4,000円の事業費で実施し、利用者の一時的な増加にはつながりましたが、感染状

況に波があるため、コロナ前の水準まで戻すことは難しい状況が続いております。今後、タクシー事業者と飲食店の協議の場を設けるなど、まずは民間事業者間の連携を促し、要望があれば支援を検討してまいります。

質問主題3についてお答えします。eスポーツの活用については、進出IT企業と連携し、サテライトオフィス田浦を拠点として、子どもから高齢者まで、年齢を問わず体験できるコンテンツを導入することを検討しています。具体的には、VRゴーグルという映像装置を装着して体を動かすコンテンツや、市販されているゲーム機で行う簡単なパズルゲームによるeスポーツを導入し、さまざまな世代が集い、デジタル機器に触れる場所とすることで、DX推進の拠点とするとともに、世代間交流の健康寿命の延伸につながることも期待しております。

メタバースは、さまざまな可能性を秘めており、地理的な制約もなく、体が不自由な人であっても、誰もが参加できる仮想空間上で、さまざまな仕事や教育、芸術活動などができる可能性があります。しかしながら、現時点で日本では普及がさほど進んでおらず、発展途上の段階にあると認識しております。メタバースの発展状況によっては、都市部との情報格差解消につながるとともに、さらなるIT企業の誘致にもつながることから、eスポーツの活用とあわせて情報収集し、今後検討していきたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本 登君） それぞれに答弁をされました。

まず、第1番目に、給食費の無償化について再質問を行います。寺本修一議員のときに詳しく概要なり目的などは答弁されましたので、私は町長にこれまでの私が取り上げてきて、約3回、一般質問で取り上げ、委員会でもその都度取り上げてまいりました。一番最初に10年ほど前だったと思います。取り上げたときには、今、明日、多分実現するでしょうが、今さら言うのも町長は少し気分が良くないかもしれませんが、あえて言わせてください。

最初の答弁は、学校におらずとも飯は3度食とるといような趣旨だったと思います。2回目は、先ほど寺本修一議員も言われましたが、給食費は保護者が負担するものというのがあります。これは根拠として、給食法で給食費は保護者が負担するというのがあって、だから芦北町は材料費だけにして、そこも分かってくれよといような趣旨で、一步前進でした。その後は、町長ではなくて、教育長に僕は質問したと思います。給食は教育の一環ですかということを御質問させていただき、当然、給食は食育といわれるように教育の一環ですと答弁をしていただきました。であるならば、義務教育は無償というのが、憲法よりも筋の通る法律はないんだといことを言わせていただきました。

ここで、この10年来、町長の答弁並びに町長自身の心が変化していった、またこれを条例改正を決断されるに当たって、今まで子育て支援については、町長自身は18歳までの医療費の助成問題、また国保の均等割の問題とか、素晴らしい実績があるんです。こういうのも近隣市町村はやってないことなんですね。今回も、例えば津奈木、水俣、八代、人吉、球磨村、近隣市町村は給食費完全無償化なんかやってないんです。ここらの原型といいますか、どういうふうに、お前何をすんねん、勝手にすんなよみたいなことを言われなかったのか、そこの決断が、私は本音を言いますと、私は住民の声に応じて、それを届けて、何とか町長、これを政治決断してくださいというのは、言うてみれば簡単なんですね、声を伝えるのは。しかし、実際それを決断し、実行に移すというのは非常に難しい決断だと思うんです。だから、この十数年来の町長の心の変化といいますか、これをどうかお聞かせ願いたい。

それと、一番最初、10年前に私に相談された方のお子様はもう中学校を卒業してしまいました。それでも、その人は、いや、本当に粘り強く提案し続けていただいて、ありがとうございますと、私は子どもはそういうふうにならなかったけど、今からの子がまた芦北町でやっぱり子育てをする世代が、やっぱり本当に恩恵を受けるし、給食の問題だけじゃないと、医療費の問題、子どもはケガしたり、病気したりも、随分しましたと。しかし、その都度、手持ちのお金がないとか、一切気にすることなく、やっぱりこの中学校まで卒業することができたと、非常に感謝しておりますということで、私に感謝されても、感謝するのは町長であり、職員の皆さんであり、やっぱり財源というものを導き出した、やっぱり優秀な職員のお蔭だと考えております。そのへんの心の移り変わり具合を、あと近隣市町との絡み合いとか、どう説得したのかとかいうのを、是非お聞かせいただいて、町民にも分かりやすくですね、お願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私も議事録を読んで確認をしてみました。平成24年、平成28年、令和3年、給食費の無償化について、強い御要望を確認をいたしました。その時代時代ですね、社会情勢も、またこの給食費に関する考え方も少しずつ変化をしていったものと思います。特に経済情勢とかいうものが大きく影響するわけがありますが、憲法の理念もよく分かっております。一方では、学校給食費、学校給食法にも定めてあること、これもよく理解しております。自治体としては、それは尊重しながら推進していくというのがですね、これは基本であります。が、合法の範囲内で政治決断をするということもまた可能であるわけでありまして、坂本議員が熱心にこのことを主張されたわけであります。

また、今、議長をされておりますが、当時、宮内議員もですね、第2子以降どう

かという発言もなさっておられました。また、寺本議員が冒頭申されましたが、委員会でも全会一致で、給食センターを視察したそのとき、それぞれの個々の議員さん方も気持ちを以前からもっていたんだと。しかし、あのセンター視察をし、社会状況を鑑みて、全会一致に至ったという話でありました。

その平成24年、28年、令和3年、この長い間にですね、やっぱり家庭観が変わりました。結婚観も変わりましたしね。家庭観、社会観あるいは世界観、そしてもう一つはですね、未来感が変わったんですね。それから、やっぱり現状を見るにつけ、もはや生まれる子どもの数が80万人を切ったと、こういうですね、ショッキングなデータを知ったときに、これはもう個々に、あるいはそれぞれのですね、各々の団体とか組織でしていても駄目だと、この危機的状況は社会全体で育てるという考えに変わらなければいけないと。私自身が3度3度のご飯ぐらいは生んだ親の責任、育てる親の使命としてですね、やるべきだということを強く、誰よりも強く思っていたわけですよ。それで、昼ご飯ぐらいは、学校があろうとなかろうと、食べさせにやいかんわけですので、これは人類だけでなく、森羅万象、特に植物の世界はちょっとですね、また次世代へつなぐ方法はちょっと違ってはいますが、ほ乳類あるいは昆虫類にしましても、子どもはですね、親が独立するまでは命を懸けて守って育てていくんですね。我々もそうあるべきだということをですね、普遍的な哲理として思っていたわけです。しかし、冒頭申しましたが、社会が変わった、そしてまた未来感も変わってくるということであるとするならば、今、我々にできることは何かということで、大きく大きく舵を切りました。これまで御提言いただきました方々のそういうものも、私のですね、決断に至る大きな要素になったことは間違いないわけでありまして、そういうことで、今後は持続可能な財政体制を構築していくということ。それと、午前中にも申し上げました、重ねて申し上げますが、役場、行政だけでは駄目でありますので、町民の一人一人がそういうお考えになっていただくということ、これが持続可能にしていくわけでありまして、そのような御理解をいただきたいと思っております。

近隣自治体へのという、まあ抜け駆け、八代市、氷川町とも、定住自立圏協定を結んでいます。抜け駆けすると、ちょっと具合が悪いなど。1市2町は一つということで、水俣・芦北広域圏でも一つのチームを作っておりますので、全部の首長と会いました。そして、この給食費の完全無償化につきましての考えを聞きました。そしたら、現状維持だということもありましたし、物価が上がると、食材費が上がるとのからな、上げたいところもあるんだよなという話もありましたけれども、我が町はこのような方針でいくと。今申し上げたような理由を言って、そしてそれぞれ御理解をいただきまして、抜け駆けではありませんからねということですね、

了解を取って、しかし、最後にこう言いました。お先に行っとくけんなど。あんたたちもついて来いよというようなお話もしたわけでありますが、保育料を先にやるといったところもございました。そういうことで、きちんと近隣の自治体のコンセンサスも取りながら進めてきて、今回に至ったわけでありますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本 登君） 抜け駆けはしてないということで安心しました。やっぱり町長が言われたように、県内でもいち早くですね、18歳までの医療費を無料化したように、もうどんどんほかの自治体もそれにつられて助成を伸ばしてくると思います。この給食費も、そういう波及効果が時代とともにですね、行われていけばいいなど。そして、一番は国がもう防衛費ばかり何倍にもして、敵地攻撃能力だ何だと、わけのわからんことを言って、そういうののお金をつぎ込んで、もう異次元の子育て支援だという割には、未だに具体例は出してないという、もう腹立たしい思いで、町長も一緒だと思う、自治体を預かるですね、町長としては思います。だから、国に期待もかけるんですが、それでこの2項目めですね、教育課長の答弁にありましたけれども、低所得者に対してですね、準要保護制度により支援を行っているという答弁でしたが、準要保護、援助の具体的な内容、また準要保護援助費に該当しない経費にはどのようなものがありますか、具体的にお答えください。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） お答えいたします。

準要保護援助の支援内容は、文房具や副教材費といった学用品費をはじめとした通学用品費、修学旅行費や卒業アルバム代などに加え、制服、体操服などの新入学制用の学用品費が該当いたします。

準要保護にかからない経費は、それ以外の学校活動に要する経費ということになります。例えば部活動、自宅学習にかかる経費などが上げられます。

以上です。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本 登君） 私が、この授業料以外ですね、費用を軽減できないかというのは、準要保護支援のことを言ってるわけじゃないんですね。これはもうお分かりのことだと思います。それ以外の人たちの支援ができないのかということを取り上げたわけです。

先ほど、課長答弁で、最高裁の判例に、この憲法解釈は授業料が無償という判例が示されておりますという答弁がありました。判例は判例で、その通りだと思うんですが、じゃあなぜ給食費が無償にできたのか。各違うところでも授業料以外を支

援している、この準要保護も一緒ですよ。判例に逆らって、こういう支援をしているのかとなります。やっぱりそれは各自治体が、国の支配下じゃないわけですから、自治体と国というのは対等・平等で、やはりそこの住民のために何ができるか。町長がいつもおっしゃるように、国がしないなら、この自治体で何ができるかというのを常に考えて施策を練るとおっしゃられました。

そこで、事務方が答えるのは、現状、難しいかなと、このくらいかなと思いますので、やっぱりこれは政治判断になりますので、予算執行する町長にですね、このことを、また10年かかるか、5年かかるか分かりませんが、やはりこういう提案があったんだということをお伝えしたいと思ひまして。先ほどの、今、政府が異次元の子育て支援というのをまことしやかにうたっていますので、ひょっとすればですよ、期待ですよ、期待なんだけど、子どもの医療費を、例えば15歳までは国が見るとか、小学校6年生までは見るとか、こういったことをやってくれたりしたら、芦北町のその分の財源が浮いてきたり、そういう異次元の子育てというのが国が何をしてくるか分かりませんが、やっぱりそういうのも含めて、この準要保護世帯の支援に漏れている、給食といっしょですね。給食の前も、保護世帯は無料だったわけですから。だから、全やっぱり小中学校の保護者に対して、憲法を私の解釈では、やはり無償なんだと、授業にかかるものは、修学旅行代、何でもですね、そういった諸々全部無料で、中学3年生、卒業するまではもうお金のことは一切心配ないよと。町長言われるように、例えば安全面を守るのは、住民がやっぱり見守るとか、やっぱり全てにおいてですね、社会全体で支えていくという町長の決意が、ものすごく嬉しく思いましたので、是非これもですね、いつの日か、町長だから、もうやってくれと信じて、どうでしょうか。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そういう時代が来たらいいですね。それで、一つの大きな決断をするには、いろんな要素を勘案する中で、そしてゴーサインを出していくわけがあります。時代時代が求めるもの、そしてまたどのように変化していくか、そういうことも勘案しながら、今後ともですね、町民の皆さん方の暮らしがより、そしてまた知事がよく申されます最大の幸福を求めて頑張ってまいりたいというふうに思っております。また、いろいろ御提案がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本 登君） よろしくお願ひします。

給食費を無償化したのに、また言いやがったと思わないでください、ものすごく評価していますので。

次に、タクシー及び運転代行不足のことについて再質問をいたします。今、現状

として、芦北町内で運行しているタクシーと運転代行業者の運行台数や運行時間について、担当課長にお尋ねいたします。把握されている範囲でお答えください。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

現在、町内にはタクシー会社1社があり、日中は通常3台で、夜間は1台で運行していると聞いております。運行時間は、乗客の状況によりますが、平日は20時まで、週末が22時ごろまでの運行となっております。

運転代行業者は、2社合計で2台であり、飲食店の来店状況を見ながら、平日は22時30分ごろまで、週末は24時過ぎまで運行していると伺っております。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本 登君） 今お聞きになって、こんな少ないのかと、皆さん御存じでなかった方は思われたと思います。日中通常で3台、夜間は1台です。私の事前の調べでも、また住民からの声でも、9時から先はもうおらんとばいとか、昼間も何せおらんとやもんなど。病院に行って、病院で降りて、次、帰りにはもうなかなかおらんとやもんという声が多数寄せられておりましたので、この問題を取り上げることにしました。

それとあと、町はこの間、コロナの間に、飲食店に対する支援を大きく支えてこられました。そして、今度、5月にはもうインフルエンザ扱いというか、大分規制が取っ払われて、町民の動きも活発化するというか、町の飲食店支援、町民支援が恩恵を受けてですね、ご飯を食べに行く、一杯飲もうかとか、こういう人も4人制限とか、そういったのもなくなってくる可能性もありますので、大いにそういう飲食店の活性化が期待できるわけですね。そういうときに、帰りの足の確保といえますか、なかなかこの台数ではもう不可能に近いといえますか、そういうふうに考えております。

私に寄せられた住民の声なんですが、遊びじゃなくても何か会合とか、何か打ち合わせとか、そういったので飲みに行ったりする機会は今までもあったと。そのときに、帰りに車がどうにも捕まらん。だから、絶対にあってはならないんだけど、このままの状態が続けば、これ飲酒運転で事故を起こしたりする可能性も出てくるんじゃないのかと。それはやったらいけないことだし、これは自分が免許証を剥がれるとかの問題じゃないわけですね。飲酒運転を、町または議会も、これは撲滅を大きく表明しているわけですから。そうすると、そこでこういう交通インフラの不足でですね、中には捕まらんかったらいいとか、心、頭によぎる人もいるんじゃないかと、その人は心配しておられました。そうすると、重大事故を起こした場合には、もうとんでもない自分だけの責任じゃない、もうとんでもない取り返し

のつかないこととなりますし、かといって、行政としてですね、民間企業にどういうふうなその支援ができるのかと、私もよく分からないものですから、誰か経営せよとかですね、何か非常に難しい問題ではあると思うんですが、課長が答弁で言われましたけど、やっぱりこのタクシー業者、また飲食店を含めて、話し合いの場をもちたいと。それに尽きるかなと思うんですけども、僕がちょっと聞いた話によりますと、運転代行であれば、代行申請にかかる費用がちょっと高いと。その補助ができればいいんだがなとか、そしたら台数をちょっと増やそうとか、いろんな何ていいますか、可能性をですね、町長、商工会も含めて、飲食店、ある程度町民も含めて、町もそういう議論の場というか、是非進めて、何か良い知恵をですね、5月のとにかくその法改正というか、解釈改正が行われるまでに、何か道筋を立てていただきたいと思いますが、町長の考えを聞かせてください。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これまでもそういう事態を見越してですね、関係業者の方々、集まっていたきまして、町も入って、いろんな手立てをやっていました。例えば、八代、水俣から、大きいタクシー会社がありますから、そこの出先をつくる、あるいは地元と提携してもらおうとか、いろんな提案も受けました。乗り合いタクシーもそうではありますが、特に生業としている方々のやっぱりですね、その何とか打破しなければいけないという強い思い、これがベースにないとですね、なかなか難しい面があるんですね。ですから、そういうモチベーションを高めるようなことも含めて、今後、いろんなアイデアを駆使していかなければいけないというふうに思っております。

タクシーが1台もないという町村は全国にありますね。駅に降りた、タクシーはおりません、ここは、なんていうところは結構ありまして、まさか我が町もそういうことに近づこうとしているとはですね、当時は思いもしなかったわけですが、そういうことがないように、担当課がいろんな策を凝らし、知恵をですね、出しておりますが、まずは直接、生業とする方々に、あるいは関連する方々に、もう一度、本音、本心、やる気をちょっと確かめて、そして対応してまいりたいと思います。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本 登君） よろしくお願いたします。

次に、eスポーツの活用及びメタバースの可能性について、再質問を行います。先ほど、川尻議員の質問に、ちょっと私、聞いてて、勇み足するなよって思ったんですけど、川尻議員の質問の中にeスポーツのeの字も書いてないやんかと思ってですね、今答えるときじゃないやろうと思っていました。だから、私、この取組は施政方針の中でですね、初めて知って、実はこれ質問を考えてたのは、これが執行

される前に案は作ってたので、このeスポーツとメタバースの可能性と具体化について、どう考えているかみたいな感じで質問をもっていこうと思っていたんですが、もうこのeスポーツについてはやるということで、先日、初日にこれは町長とですね、直接お話をしたときに、体験談も少しお話いただいて、もう本当にこれはすごいなと、議場の場でやりましょうということで言ったら、勇み足をしてしまってますね、ちょっともう一回同じことになりますけど、その前に担当課長にですね、再質問をいたします。eスポーツについて、子どもから高齢者まで、年齢を問わず体験できるコンテンツを導入すると答弁がありました。どのように利用を促進していくのかお答えください。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

商工観光課としては、令和5年度に機材を導入し、拠点の整備を行います。今後、サテライトオフィス田浦の元議場で、eスポーツの大会を開いたり、地域のイベントなど、eスポーツに触れる機会をつくりたいと考えております。

また、教育委員会や健康増進課、福祉課などとも連携し、例えばeスポーツクラブを立ち上げ、eスポーツ大会への出場を目指したり、転倒骨折予防事業などで活用し、健康寿命の延伸に生かしたりすることも検討しております。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本 登君） 今回の答弁の中にですね、転倒骨折予防、健康寿命を延ばすというような答弁がありました。これで、実際に経験されて、ゴーサインを出された町長がですね、この良さ、高齢者にも健康骨折防止、あとは健康寿命を延ばすことというのは、体験されてみて確信されたのか、それをどう、僕はノックアウトするんじゃないんですけど、5発で、でもそういう経験をされたことをちょっともう一回語ってください。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） たまたまボクシングの場面であったわけですが、数分間のこの両方にですね、この機器を持ってやるわけです。目の前にはもうボクサーが来ています。数分間で汗かきます。そして、もう手でやるわけではありませんので、やっぱりこのステップを踏みながらやりますから、そうすると足腰がやっぱり鍛えられるということ、そして危険防止能力といいますか、予知能力、来るなと思ったとき、ぱっとやりますね。そういうのも養っております。打たれっぱなしじゃないわけです。それで、ああボディが空いたなと思ったら、ボクッといくとかですね、そういう瞬間判断能力も養われるということで、しかも相手を傷つけないということ。自分からは高揚感に浸り、楽しむこともできるということでもあります。これはやっぱ

りシルバー世代に持ってこいだなど。相撲が好きな人は相撲でいいわけです。卓球、午前中もありましたが、ゴルフだっていいわけであります。これははまりますよ、そういうこと。

そしてまた、体の不自由な方に、その方に合った本当にですね、そういう適度な運動もできるわけです。そしてまた、頭脳の運動もできるわけでありますのでね、これからはこれに力を入れていきたいと思えます。

弁解済みと思えますが、川尻議員はDXという大きな枠組みで言われました。その中にeスポーツは入ってくるんですから、はい。まだ勇み足じゃないです、足は残っておりますので。そういうことで御容赦ください。以上です。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本 登君） さすがですね、やっぱり実際に体験する、実感したという答弁は熱いですね。非常に大いに、これはオリンピック種目にもなるというような話もありますので、若者からですね、お年寄りまで、本当にいい試みだと思えますので、非常に良いことと思っております。

次に、今回質問の一番の目玉といいますか、メタバースについて、担当課長に再質問をします。現時点で日本での普及は進んでいないと答弁がありました。世界的に活用されている事例があれば、詳しく教えてください。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

まずはeスポーツを実証実験としてやっていくということで、先ほど町長からもありましたが、商工観光課としては町長が一番好きそうなeスポーツを持って行って成功したと思っております。令和5年度に関しましては予算をいただき、このメタバースについてでございますが、メタバースの活用事例については、世界中のプレイヤーが仮想空間で共同作業や会話をするゲームや、物理的な行動、移動をせずに、仮想空間に構築された世界中の観光地を訪れる観光体験、自宅から参加できるメタバース音楽イベントなど、さまざまな分野での事例があります。

今後、例えば体の不自由な人が、若しくは経済的な制約のある人も、メタバースを利用して世界中を旅行したり、世界中の人と会話したりできるようになることが考えられます。

そのほか、学校や職場に馴染めず、長時間、自宅に閉じこもる、いわゆるひきこもりの人や、メタバース内の学校や職場に行き、学習や仕事ができたり、手足が不自由な人がメタバース上で走ったり、運動したり、eスポーツとの親和性も高いと考えております。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本 登君） 本当に、課長、いろいろよく調べていただいたなと思います。

私が、これをなぜ取り上げようと思ったかという、だいたい2年ぐらい前からですね、日本には出回ってきて、そして有名なフェイスブックはですね、メタというふうに社名変更してから世界中に何か興味をもたれるというはしりですね、今言われましたように、課長答弁にあったように、これもものすごい可能性があって、全ての人、社会がもう変革、革命的な変化を遂げるというような技術といますか、そういうものだと自分もまだかじり程度で、あまりよくは分からないんですが、そういう代物だということで、いけば今は2次元の世界で、今いろんなやり取りが、ラインにしても、ツイッター、またユーチューブ、できるんですけど、3次元でもうリアルにですね、もうできるという。これを行政でじゃあ何に利用できるか、ゲーム、アニメ、それだけじゃないんですね。遊びじゃないんです、これは。行政では、例えば防災計画の全てを3次元の映像化して、例えば2年前にあった災害のようなことがあったら、どこにどう逃げていくとか、そういったのが全部シミュレーションができます。テレビで見たことがあると思うんですが、南海トラフをシミュレーションしたテレビなんかあったですね。ああいうふうにも実社会みたいなことが映像化されてできる。あとは、今言われました体の不自由な方、お年寄り、そしてひきこもりの方、役場の窓口で、どうも人に会うのが苦手だと、来にくい、分りにくいという方は、このメタバース内での窓口での申込みができたり、そういう世界観、これはもう5年後、10年後はこうなっていくと思うんですね。まだ、法律が全然整備されていないので、芦北町はIT企業が9社あって、先ほどですね、答弁で言われました。もう町長、本当にこのDX、またeスポーツと、もう本当にこの地域では最先端を突っ走ってますので、このやっぱりメタバースをですね、10代、20代の若者は言わないだけで、ものすごくハマってる人が役場内にも職員の中にも僕はいると思うんです。我々が急にやろうと思ったら、クリックしてプチッとやったり、いろんなことをなかなかあーいた難しいとか、難しいんですね、なかなか。でも、技術とともに、これはもう5年後には簡単にできるようになってると思いますので、そういった行政での活用方法が絶対来ます。そして、法律が整備されるように、今の政府がそういう気になったときには、ある程度、世間には少し広まっていますので、是非芦北町がメタバース特区として認定されるようにですね、国から、そのぐらいの意気込みで、町長、職員、特に若い職員、このメタバース推進課みたいな、担当課も視野に入れて考えてほしいんですが、どうでしょうか。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まさに、もうそういう時代が来るかと思っております。もう目と鼻の先ぐらいじゃなからうかと思っております。課の設置につきましては、全体の組織

再編に関わることですので、今後の課題として位置づけまして、総務課が中心になって考えていくと思いますけども、今狙いとするところをですね、話されましたので、後のそういう未来に向かってコマを進めていく時代に入ったと思っておりますので、頑張ってもらいます。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本 登君） 本当に、今、目の目を見ない差別的な扱いを受けている人たちが、もう堂々とこの仮想空間の中では生活できるという、もちろん現実世界があつてのことですけど、そういう逃げ道があるという、遊び感覚の部分ではそういうのもありますので、もう是非ですね、皆さん、今、メタバースと繰れば出てきますので、少し器用な人は体験もできますし、是非皆さんがこれに興味をもって、初めて言葉を聞くという方も多々いらっしやったかも分かりませんが、以前LGBTを取り上げたときも、何のこっちゃと言われる人もいました。しかし、今は全国的にやはり、法律まで差別禁止とかですね、理解するとか、そこでもめるぐらい、もう全国区になってきておりますので、このメタバース、これは必ず時代がきて、今5兆円規模が、2028年にはこれは100兆円まで伸びるといわれているものですので、皆さん、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（宮内道則君） 坂本君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（宮内道則君） 本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後2時39分

令和5年第1回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年3月17日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第1から日程第15まで）

- 第 1 議案第 5号 令和5年度芦北町一般会計予算
- 第 2 議案第 6号 令和5年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 7号 令和5年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 8号 令和5年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第 9号 令和5年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 6 議案第10号 令和5年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 7 議案第11号 令和5年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 8 議案第12号 令和5年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 9 議案第13号 令和5年度芦北町水道事業会計予算
- 第10 議案第14号 芦北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第11 議案第15号 芦北町個人情報保護審査会条例の制定について
- 第12 議案第16号 芦北町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 第13 議案第17号 芦北町萩の越残土処理場条例の制定について
- 第14 議案第18号 芦北町学校給食費負担金に関する条例の制定について
- 第15 議案第19号 芦北町小中学校給食費無償化及び給付金交付条例の制定について
- 第16 発議第 1号 芦北町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第17 議員派遣の件

（一括議題＝日程第18から日程第21まで）

- 第18 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
 - 第19 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出
 - 第20 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出
 - 第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出
- （閉 会）

2 出席議員（14人）

1番	百田翔吾君	2番	楠原清照君
3番	長口隆君	4番	林田耀宏君
5番	坂本登君	6番	寺本順一君
7番	白坂康浩君	8番	草野安道君
9番	元山秀志君	10番	宮尾秀行君
11番	川尻成美君	12番	寺本修一君
13番	岡部恵美子君	14番	宮内道則君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育長	岩田繁義君	総務課長	松本俊造君
企画財政課長	白坂達也君	税務課長	佐竹貴幸君
住民生活課長	長崎十三男君	福祉課長	池田康浩君
健康増進課長	田中公広君	農林水産課長	梶浩之君
商工観光課長	釜辰信君	建設課長	鎌倉博之君
上下水道課長	平田秀臣君	教育課長	田代忍君
スポーツ・文化振興課長	内田照也君	コミュニティセンター課長	志水哲治君
会計管理者兼会計室長	溝俣圭一君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	福田貴司君	次長(課長補佐)	窪田和彦君
--------	-------	----------	-------

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

- 1 町村議会新議員研修会（熊本県町村議会議長会）
期 日 令和5年3月24日（金）
場 所 熊本県市町村自治会館 本館講堂
目 的 議会の基礎的な制度及び運営等について知識を深めるため
派遣議員 百田議員

- 2 町村議会議長・副議長研修会（全国町村議会議長会）
期 日 令和5年5月23日（火）
場 所 東京国際フォーラム（東京）
目 的 分権時代に対応する議会の活性化に資するため
派遣議員 岡部副議長

- 3 町村議会議長・副議長による県関係国会議員への要望活動（熊本県町村議会議長会）
期 日 令和5年5月24日（水）
場 所 ホテルグランドアーク半蔵門（東京）
目 的 定期総会決議事項等要望
派遣議員 岡部副議長

令和5年3月17日

芦北町議会議長 宮内道則

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

定刻前でございますが、皆さんお揃いでございますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

- 第 1 議案第 5号 令和5年度芦北町一般会計予算
- 第 2 議案第 6号 令和5年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 7号 令和5年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 8号 令和5年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第 9号 令和5年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 6 議案第10号 令和5年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 7 議案第11号 令和5年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 8 議案第12号 令和5年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 9 議案第13号 令和5年度芦北町水道事業会計予算
- 第10 議案第14号 芦北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第11 議案第15号 芦北町個人情報保護審査会条例の制定について
- 第12 議案第16号 芦北町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 第13 議案第17号 芦北町萩の越残土処理場条例の制定について
- 第14 議案第18号 芦北町学校給食費負担金に関する条例の制定について
- 第15 議案第19号 芦北町小中学校給食費無償化及び給付金交付条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第1、議案第5号「令和5年度芦北町一般会計予算」から日程第15、議案第19号「芦北町小中学校給食費無償化及び給付金交付条例の制定について」までを一括議題とします。

それでは、定例会初日、各常任委員会に付託をしておりましたので、委員長に報告を求めます。質疑は、2人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、林田総務厚生常任委員長、次に草野建設経済文教常任委員長で行います。よろしくお願いいたします。

○総務厚生常任委員長（林田燿宏君） おはようございます。

総務厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に、当委員会に付託されました令和5年度予算関係4議案及び新規

条例制定3議案について、3月7日及び8日に審査を行いましたので、その経過及び結果を報告申し上げます。

まず、令和5年度の一般会計予算総額は、前年度に対し16億2,500万円増の138億8,000万円となっています。

特別会計は、7会計の合計で、前年度に対し6億5,140万円減の61億3,600万円が計上され、一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた予算総額は、203億7,900万円となり、令和2年7月豪雨災害の復旧・復興計画を着実に実行していくため、復興元年+2と位置づけられた予算編成が行われています。

以下、審査過程における主なものについて申し上げます。

はじめに、議案第5号、令和5年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

総務課では、前年度に対し1,682万4,000円増の16億4,859万9,000円が計上されています。増額の主な要因は、本庁舎非常用発電設備設置工事費などによるものです。

防犯対策では、防犯灯及び防犯カメラの設置補助を行い、防犯及び生活環境の改善を図るとともに、災害対策においては、避難所の環境整備、防災行政無線更新に係る実施設計、地域における防災資機材等の整備に係る補助を行い、地域防災力の向上を図るとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。庁舎管理費の非常用発電設備設置工事に係る電力の供給範囲、設置場所、容量について質疑があり、大規模災害発生に伴う停電後72時間、災害対策本部に継続的な供給を可能とするもので、設置場所は消防ポンプ車庫付近、容量は125kVAであるとの答弁がありました。

また、歳入のキャッシュレス決済機器購入に係る交付金について、どのような機器を導入予定かとの質疑に対し、クレジットカードや電子マネー、QRコードでの支払いが可能なキャッシュレス決済機器を導入するもので、本庁舎会計室、住民生活課窓口、田浦支所、湯浦出張所にセルフレジを1台ずつ、星野富弘美術館、町民総合センター、コミュニティセンターに決済端末を導入予定であるとの答弁がありました。

次に、企画財政課では、前年度に対し356万4,000円増の16億950万3,000円が計上されています。

ふるさと応援寄附金事業では、町内の産業振興と財源確保のため、町内企業と連携し、さらなる進化に努めるとともに、地方創生事業においては、新たなふるさと住民登録制度を構築し、本町出身者や本町に興味のある方とつながりを深めながら魅力的な地域づくりを行い、新たな関係人口創出に取り組むとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。民間賃貸住宅建設補助事業の内容について質疑があり、

公費解体等による空き地の有効活用及び移住定住の促進を目的に、町内の民間事業者等が建設する賃貸住宅に対して補助を行うもので、1棟10戸及び1棟15戸の合計25戸分の予算2,500万円を計上しているとの答弁がありました。

また、乗合タクシー（まちなか）運行経路検討業務委託の内容について質疑があり、ふれあいツクールバスが運行していない公共交通空白地帯の需要を把握するため、乙千屋、道川内地域などで乗合タクシーの運行実証実験を行うものであるとの答弁がありました。

次に、税務課では、歳入予算として、前年度に対し2億5,612万1,000円増の21億668万5,000円が計上されています。増額の主な要因は、九州新幹線に係る償却資産の特例期間が終了したことなどによるものです。

また、歳出につきましては、前年度に対し1,113万9,000円減の1億2,855万2,000円が計上されています。

町税については、令和2年7月豪雨や新型コロナウイルスの影響から少しずつ回復傾向にあるものの、依然として税収の確保には難しい面もあり、自主財源の確保のため、公平・公正で適切な課税徴収事務の執行、税制改正への確実な対応を行うとともに、令和5年度から地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税と軽自動車税が追加されることから、納税者への周知に努め、利便性の向上を図っていくとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。町たばこ税が増加しているのは、たばこの単価改定によるものかとの質疑があり、実績をもとに推計しており、令和4年10月に加熱式たばこの本数換算方法が変更され、換算本数が増えたことによる増加と考えているとの答弁がありました。

次に、会計室では、前年度に対し247万1,000円増の806万2,000円が計上されています。増額の主な要因は、キャッシュレス決済に係る決済手数料の新規計上によるものです。会計管理費において、口座振替手数料やコンビニ収納手数料などが計上されています。

主な質疑を申し上げます。キャッシュレス決済の手数料の率はどの程度を予定しているのかとの質疑があり、決済手段により手数料の率が異なるとの答弁がありました。

次に、議会事務局では、前年度に対し244万7,000円減の1億783万4,000円が計上されています。減額の主な要因は、定年延長に伴う退職手当組合負担金の減などによるものです。

議会費においては、議員報酬、特別旅費、会議録作成委託料が、監査委員費においては、監査委員報酬などが計上されています。

次に、福祉課では、前年度に対し1億1,768万9,000円減の24億3,167万7,000円が計上されています。減額の主な要因は、あしきた・まちのこども園の園舎建て替えに伴う施設整備事業完了などによるものです。

高齢者福祉及び障害者福祉では、各種計画に基づき、ニーズ・状態に配慮した適切な支援やサービスの提供を引き続き行うとともに、被災者支援については、地域支え合いセンターで被災者を巡回訪問し、個別のニーズを把握し、一日も早い生活再建に向け、被災者に寄り添いながら丁寧に支援を行う。

また、児童福祉では、子ども医療費の無償化、保育園等を利用する3歳児から5歳児までの副食費の無償化を引き続き行うとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。緊急通報体制等整備事業の設置数及び緊急通報件数は年にどれくらいあるのかとの質疑があり、108件設置しており、緊急通報は年に2、3件で、救急車の出動要請や協力者への安否確認依頼を行っているとの答弁がありました。

次に、健康増進課では、前年度に対し2,563万8,000円減の2億1,179万円が計上されています。減額の主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の皆減などによるものです。

芦北町健康づくり推進計画に基づき、生涯現役、健康寿命の延伸に向け各種事業を行うとともに、令和6年度からを計画期間とする第4期健康づくり推進計画策定にあたり、実態調査などを経て令和5年度中の策定を計画している。

母子保健事業では、電子母子手帳、3歳児健診眼科屈折検査の導入及び新生児聴覚検査費助成を行うなど、事業の充実及び支援の拡充を図っていくとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。インフルエンザ予防接種の助成内容について質疑があり、令和5年度から助成対象を拡大し、19歳から59歳のインフルエンザ予防接種について、2,300円の助成を行うものであるとの答弁がありました。

次に、住民生活課では、前年度に対し2,637万2,000円増の13億6,653万2,000円が計上されています。増額の主な要因は、後期高齢者医療事業の療養給付費増加に伴う負担金及び水俣芦北広域行政事務組合へのごみ処理負担金の増などによるものです。

新規事業として、総合窓口係では、コンビニエンスストアで住民票などが取得できるシステムを導入し、住民の利便性の向上に努めるとともに、医療年金係においては、健康寿命の延伸と医療費及び介護給付費の社会保障の安定化を目的とし、後期高齢者の保険証受取時の健康チェックや、包括支援センターと連携し健康状態、不明者の把握を行うなどの、高齢者保健と介護の一体的な事業を実施するとの説明

がありました。

主な質疑を申し上げます。コンビニ交付について、何を利用し、どのような証明書が発行できるのかとの質疑があり、マイナンバーカードを利用し、コンビニ備え付けのマルチコピー機で発行されるもので、住民票のほか、印鑑証明書、住民票記載事項証明書、税の所得証明書と記載事項証明書の5種類が発行されるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第5号、令和5年度芦北町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、令和5年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

事業勘定については、前年度に対し4億7,000万円減の29億5,000万円が計上されています。減額の主な要因は、一般被保険者療養給付費における1人当たりの医療費の減などによるものです。令和5年度も生活習慣病予防に重点をおいた特定健診等に取り組み、重症化防止に努めるとともに、18歳以下の子どもに係る国民健康保険の均等割全額減免を引き続き行い、子育て世帯の支援を図るとの説明がありました。

直診勘定については、前年度に対し40万円減の200万円が計上されています。吉尾温泉診療所は閉所になるが、引き続き町内医療機関までの送迎を行い、受診できる体制づくりに努めていくとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。一般被保険者療養給付費の減額の理由について質疑があり、被保険者の減及び高額薬価の改定が行われたことによる医療費の減が主な要因であるとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第6号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、令和5年度芦北町介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

前年度に対し、900万円減の24億2,200万円が計上されています。介護保険事業では、第8期芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護連携推進事業や認知症総合支援対策に取り組むとともに、特に介護予防に重点をおき、介護予防や機能改善を重視する自立支援の充実に努めるとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。住宅改修費負担金の改修内容はどのようなものがあるのかとの質疑に対し、主に手すりの取り付けや段差解消であるとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第7号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、令和5年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について申し上げます。

前年度に対し、1,100万円増の3億3,500万円が計上されています。

事業については、引き続き、被保険者の健康保持・増進を図るとともに、疾病の早期発見と重症化の防止に努めるとの説明がありました。

以上、質疑及び討論もなく、議案第12号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、芦北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、各地方公共団体が個別の条例で定めていた個人情報保護制度について、全国共通ルールとして法律で定められることとなったことから、現行の芦北町個人情報保護条例を廃止するとともに、条例で定めることとされた事項を規定する新たな条例を制定するもので、開示請求の手数料を無料とし、実費に係る費用のみの負担とすること等を規定しているとの説明がありました。

以上、質疑及び討論もなく、議案第14号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、芦北町個人情報保護審査会条例の制定について申し上げます。

本案は、芦北町個人情報保護審査会が、議案第14号で廃止された旧条例に規定されていたことから、新たに条例を制定するもので、旧条例と内容は変更なく、新たに芦北町議会の個人情報保護に関する条例に関する条項を追加しているとの説明がありました。

以上、質疑及び討論もなく、議案第15号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、芦北町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、芦北町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を廃止し、新たに条例を制定するもので、マイナンバーにおける本人確認や手数料の電子納付などを追加しているとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。窓口におけるキャッシュレス決済導入との関連性につ

いて質疑があり、本条例は国の法改正に伴い、電子的な申請を行う場合にマイナンバーカードでの本人確認等を可能とするための条例であり、関連性はないとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第16号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 次に、草野建設経済文教常任委員長。

○建設経済文教常任委員長（草野安道君） おはようございます。

建設経済文教常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました令和5年度予算関係6議案及び新規条例制定3議案について、現地調査を含めて3月7日と8日に審査を行いましたので、その経過及び結果を報告いたします。なお、担当課における各種事業については主なものを申し上げます。

はじめに、議案第5号、令和5年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

まず、建設課では、前年度に対し18億5,947万9,000円増の35億4,943万3,000円が計上されています。増額の主な要因は、地域優良賃貸住宅の建設工事及び災害復旧工事関係の予算増によるものです。

令和2年7月豪雨で被災した道路・河川の復旧を最優先とし、早期の復旧を図るための予算などが計上されています。また、社会資本整備総合交付金を活用し、橋りょうとトンネルの定期点検及び橋りょう補修のための測量設計が実施されます。

住宅の整備については、子育て世代の移住定住を促進するため、湯浦地域の地域優良賃貸住宅の建設工事等の予算が計上されています。

主な質疑として、自転車走行空間整備業務委託とは何かとの質疑に対し、八代及び水俣芦北地域のサイクルツーリズムの取組において、サイクリングルートに指定された町道については、安全施設の整備や舗装改修などが補助事業で実施できるため、その調査を行う業務であるとの答弁がありました。

次に、上下水道課では、前年度に対し743万円減の1億6,733万3,000円が計上されています。減額の主な要因は、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減によるものです。

農業集落排水事業及び生活排水処理事業特別会計繰出金のほか、浄化槽設置整備事業において、合併浄化槽50基分の補助金が計上されています。

次に、商工観光課では、前年度に対し1億734万2,000円増の7億1,744万5,000円が計上されています。増額の主な要因は、旧国民年金保養センター解体工事費の増によるものです。

商工業振興については、サテライトオフィス田浦を地域全体のDX推進拠点とするため、eスポーツによる活性化を図るとともに、地域活性化企業人を活用した地域のDX推進及び企業誘致、デジタル人材育成が図られます。

商工業実施支援では、商工会と町が一体となり芦北町復興イベントの実施を支援し、コロナ禍や豪雨災害により疲弊した商工業の活性化が図られます。

観光費では、第7次水俣・芦北地域振興計画の重点施策となっている旧国民年金保養センターが老朽化し、建物本体が景観を阻害しているため、解体を行い企業誘致の促進を図り、併せてあしきたマリパークビーチへの進入路が整備されます。

主な質疑として、旧国民年金保養センター解体工事の財源はどの質疑に対し、財源には過疎債を充当し、その70%が交付税措置される。また、町が負担する残り30%についても、県から4分の3が補助されるとの答弁がありました。

次に、農林水産課では、前年度に対し561万1,000円減の7億6,097万9,000円が計上されています。引き続き、災害からの早期復旧を図りながら、各種事業実施のため予算が計上されています。

農業振興については、耕作支援や新規就農者支援で人材の確保と育成を図り、果樹振興では、園内道整備や優良品種の苗木導入などの支援を継続しながら新たな作物の栽培、実証に取り組まれます。

林業の振興では、皆伐後の再生林での適切な更新を実施するための植栽や、苗木の食害を防ぐための防護柵設置支援及び大型機械による大型規模施業と自伐林家による小規模施業の大小併せた多様な森林経営を推進するための予算が計上されています。

有害鳥獣被害対策では、有害鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害防除、捕獲、環境整備など総合的な対策が講じられます。

漁業振興では、藻場の再生支援と海底耕うんを継続して実施し、漁場の環境改善への取組が行われます。

主な質疑として、地域おこし協力隊はどのような活動を行うのかとの質疑に対し、農業振興では、新たな農産物の開発を目的にオリーブ事業に取り組み、有害鳥獣対策では、自ら捕獲、ICT活用の実証、学校での啓発活動、猟友会の運営支援などを行うとの答弁がありました。

次に、教育課では、前年度に対し1億5,056万2,000円増の7億4,798万4,000円が計上されています。増額の主な要因は、小学校トイレ改修工事費及び給食費公会計化による賄材料費の増によるものです。

学校教育については、児童生徒の更なる学力向上のため、教育現場に精通した指導主事を配置するとともに、近年、増加傾向にある常時支援が必要な児童生徒に対

して授業支援員を1名増員し、きめ細やかな指導が引き続き実施されます。

学校施設では、昨年度完了した中学校のトイレ改修に引き続き、佐敷小学校を除く小学校4校のトイレ改修を実施し、教育環境の改善を図る予算が計上されています。

主な質疑として、給食費以外の保護者への支援はあるのか。また、この支援は準要保護世帯が対象かとの質疑に対し、学用品費、入学学用品費、修学旅行費、校外活動費等について、準要保護世帯を対象に支援しているとの答弁がありました。

次に、スポーツ・文化振興課では、前年度に対し3億3,043万2,000円減の2億432万5,000円が計上されています。減額の主な要因は、町民総合センターの改修工事が完了したことによるものです。

スポーツの振興については、競技力の向上と生涯スポーツの推進を図り、文化振興では、演能会を4年振りに開催し、文化財の保存・調査では、佐敷城跡周辺の景観の向上と、佐敷東の城跡の調査等に取り組まれます。

主な質疑として、佐敷東の城跡の概要とはとの疑いに対し、戦国時代の佐敷城で、現地や周辺からは中国製の陶磁器や城下町跡が確認されており、文化財として高い評価を受けている。場所は乙千屋から諏訪、宮浦にかけて山一帯であるとの答弁がありました。

次に、コミュニティセンター課については、前年度に対し2,465万1,000円減の1億4,765万円が計上されています。減額の主な要因は、職員配置数の減及び地区公民館施設整備支援事業の減によるものです。

芦北町総合コミュニティセンターでは、引き続き、図書館や子どもの広場、各種講座など、世代間・地域間の交流と学びの場として、人々が集い豊かな心の人づくりの場となるよう、施設全体の魅力向上と、安全・安心で快適な利用環境の提供に努められます。

主な質疑として、大野公民館の修繕内容の説明をとの質疑に対し、雨漏りがあるが漏水箇所の特定が難しいため、3カ年の年次計画により、全面防水修繕を行うとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第5号、令和5年度芦北町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、令和5年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

令和5年度は、芦北米田地区の施設更新に係る事業計画書作成及び町内6カ所ある農業集落排水施設に係る維持管理費などの予算が計上されており、歳出総額は2億500万円、前年度比49.1%の減となっています。減額の主な要因は、芦北

処理場の施設更新費の減によるものです。

主な質疑として、農業集落排水施設使用料の算定方法はどの質疑に対し、水道の使用量をもとに算定し、基本料金が1,100円で、1 m³使用する毎に110円を加算するとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第8号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、令和5年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について申し上げます。

令和5年度も、引き続き適正な放流水の確保と効率的な維持管理が計画されており、歳出総額は6,100万円、前年度比13%の増となっております。

以上、質疑及び討論もなく、議案第9号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、令和5年度芦北町有温泉事業特別会計予算について申し上げます。

各施設において、適切な利用環境を確保するための予算が計上されており、歳出総額は1億3,700万円、前年度比8.7%の増となっております。

主な質疑として、歳入の入浴料について、入浴者数ほどの程度を見込んでいるのかとの質疑に対し、各施設の入浴者数は、湯浦温泉センター6万3,500人、ヘルシーパーク5万4,000人、計石温泉センター3万5,500人を見込んでいるとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第10号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、令和5年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算について申し上げます。

歳出総額は2,400万円、前年度比11.1%の減となっています。減額の主な要因は、貸付者数が4名減少したことによるものです。

主な質疑として、少子化対策について、今後、返還不要の奨学金制度などを検討していく考えはないかとの質疑に対し、関係各課と連携し、子育て支援を検討していくことが必要と考えるとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第11号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、令和5年度芦北町水道事業会計予算について申し上げます。

令和5年度は、水道の安定供給のため、施設や管路の更新及び耐震化を計画的に実施し、新規に田浦地区宮田第1配水池の改修事業に取り組みられます。予算総額は

3億6,300万円で、前年度比9%の増となっております。

主な質疑として、宮田第1配水池の改修計画について説明をとの質疑に対し、該当配水池は設置から47年が経過し、老朽化によるコンクリートのひび割れ及び水漏れが発生しているため改修するもので、令和5年度に基本計画を行い、令和8年度までに工事完了予定であるとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第13号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、芦北町萩の越残土処理場条例の制定について申し上げます。

本案は、令和2年7月豪雨災害による災害復旧工事により町内で発生する土砂の受入先を確保し、事業完了後、盛土造成により生じた萩の越土地の有効利用を図り、町の創造的復興につなげるために、残土処理場を設置し、土砂の受け入れを行うことを目的に制定するものであるとの説明がありました。

以上、質疑及び討論もなく、議案第17号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、芦北町学校給食費負担金に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和5年度から本町の学校給食に係る会計を公会計化することに伴い、学校給食費の徴収・管理の取り扱いについて制定するもので、これにより学校給食費が町の予算となることで、会計の透明性が確保され、厳正な管理が可能になるほか、町が食材費を管理するため、物価高騰などの不測の事態にも臨機応変に対応でき、安定的な給食が提供できるとの説明がありました。

主な質疑として、過年分の給食費滞納分の取り扱いはどうなるのかとの質疑に対し、過年分の滞納は、私会計の滞納分であるが、引き続き給食センターで管理し徴収していくとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第18号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、芦北町小中学校給食費無償化及び給付金交付条例の制定について申し上げます。

本案は、社会全体で子どもの成長を支え、子育て支援を推進するため、学校給食費の無償化及び給付金の支給を行い、保護者の経済的負担を軽減することで、子どもたちの安心で充実した食の環境の安定に資するとともに、未来に向けた芦北町への移住定住の促進を図ることを目的として制定するものであるとの説明がありました。

以上、質疑及び討論もなく、議案第19号は、全会一致で原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

以上で、建設経済文教常任委員長報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号から議案第19号までを順次討論を行い、採決します。

日程第1、議案第5号、令和5年度芦北町一般会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第6号、令和5年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第7号、令和5年度芦北町介護保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第8号、令和5年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第9号、令和5年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第10号、令和5年度芦北町有温泉事業特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第11号、令和5年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算につ

いて、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第12号、令和5年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第13号、令和5年度芦北町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第14号、芦北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第15号、芦北町個人情報保護審査会条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第16号、芦北町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第17号、芦北町萩の越残土処理場条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり

り可決されました。

日程第14、議案第18号、芦北町学校給食費負担金に関する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第19号、芦北町小中学校給食費無償化及び給付金交付条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第16 発議第1号 芦北町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第16、発議第1号「芦北町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。元山君。

○9番（元山秀志君） 発議第1号、令和5年3月17日、芦北町議会議長 宮内道則様。提出者、芦北町議会議員 元山秀志、賛成者、芦北町議会議員 林田耀宏、賛成者、芦北町議会議員 草野安道、賛成者、芦北町議会議員 楠原清照。

芦北町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を地方自治法第112条及び芦北町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、芦北町個人情報の保護に関する法律施行条例にあわせ、議会における個人情報の保護に関し

て必要な事項を定める条例を制定する必要があるためであります。

なお、この条例につきましては、全国町村議会議長会から示されました案を検討の上、第1章の総則から第6章の罰則まで、必要な事項を定めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。議員各位におかれましては、御審議の上、賛同いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第17 議員派遣の件

○議長（宮内道則君） 日程第17「議員派遣の件」についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。坂本君。

○5番（坂本 登君） 議員派遣の件のことでお聞きいたします。

2、3の全国町村議会議長会、3の熊本県町村議会議長会の派遣議員が岡部副議長、3も岡部副議長になっております。この派遣の理由はよくわかっているつもりですが、岡部副議長、これは東京ですね、両方とも。それで、岡部副議長の健康面をちょっと心配して、岡部副議長にお聞きしたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

○議長（宮内道則君） ただ今坂本君からですね、岡部君の健康管理につきましての御質問でございますので、直接本人からよければですね、お答えいただけますでしょうか。健康管理で、現在、いつも健康管理していらっしゃいますので、東京出張やら、そういうやつがあったときにですね、その対応についての御質問に対して、よ

ろしくお願いいたします。その席でどうぞ。

坂本君。

○5番（坂本 登君） 健康には留意されて、任務というか、果たされることを願っていますが、我々芦北議会を代表して参加されるわけですので、十分体調には気をつけて準備をなされ、また想像するに、介護人が必要だと思いますので、そういったところはどうぞお考えになって、万全の体制で任務を果たされるのか、本人の口からちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 岡部君に話していただく前に、私のほうからですね、現在までの状況を話します。岡部君につきましてはですね、各家庭でのですね、娘さんが常時、役場のほうの会議、あるいは町内外のところにもついて同行されております。それでもって、車いすとか、それを利用するときには車でですね、運ばれて来ておりますので、その件につきましては、私から言えることは一応それだけでございますが、本人もいらっしゃいますので、その席で本人がお答えいたしたいと思いますので。どうぞその席で。岡部君。

○13番（岡部恵美子君） 私の健康の点につきまして、御心配いただき本当にありがとうございます。やはり東京はちょっと遠隔になりますので、歩くのがまだよくありません。それで、控えたほうがいいんじゃないかなというふうに自分は思っております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本 登君） 今、本人から、控えたほうがいいんじゃないかなと言われたように思いましたが、本人が辞退するとなると、ここはどうなるんですか。

○議長（宮内道則君） 坂本君。ただ今の件はですね、副議長のほうから、その旨、お話がありましたが、当然、その前で判断いたしまして、対策をいたしますので、大変議員同士のそういう御心配、ありがとうございます。そういうことで、今後、議長の判断で対応いたしますので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について、変更が生じる場合には、議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定

いたしました。

-----○-----

第18 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第19 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第20 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君） 日程第18から日程第21までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（宮内道則君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第1回芦北町議会定例会を閉会します。

皆様、御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員